

トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書（日本地域）

お客様が本契約に同意することによりトレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ」といいます）とお客様との間で本契約が成立し、お客様はトレンドマイクロ製品を使用する権利を取得するとともに、その使用については本契約に定める条件が適用されます。なお、個人、家庭または消費者向けのトレンドマイクロ製品には本契約は適用されず、別途トレンドマイクロが定める個人消費者向けのトレンドマイクロ製品の使用許諾契約が適用されます。トレンドマイクロは、お客様により発行される注文書等またはその他の文書において、本契約に対する追加的な条件、矛盾する条件、またはその他一切の異なる条件や条項の申し込みや提案がされている場合でもそれらについて同意または承諾しないことを明示的に表明します。

改訂日：2026 年 8 月 3 日

製品の注文を行うことまたは製品の使用および製品の使用を継続することにより、お客様は以下を確認したものとします。

- (a) 本契約を読み、その内容を検討する機会を有したこと
- (b) 本契約に同意したことおよび本契約の有効性や拘束力を有するの何らの追加の書面による承認も不要であること
- (c) 本契約の現時点の最新版の内容に同意すること、ならびに「第 1.2 条 本契約の改訂」の定めに従い本契約の最新版が公開された場合は、公開された最新版が適用されること
- (d) お客様が本契約に定める全ての条件を遵守することをトレンドマイクロに対して継続的に表明し保証すること
- (e) 本契約を承認し同意する者がお客様を法的に拘束する正当な権利を有することについてトレンドマイクロに対して表明し保証すること

注意：本契約が既存の契約の改訂版であることについて

本契約は、既存のトレンドマイクロ製品使用許諾契約総覧に掲載の各製品またはサービスの使用許諾契約、サービス利用規約およびトレンドマイクロクラウドサービス利用規約の改訂版となります。ただし、以下のサービスに適用される条件は、本契約の対象とはならず、別途専用の利用規約またはその他の契約が適用されます。

- ・ TrendAI Premium Service for Enterprise
- ・ TrendAI Priority Response Service for Enterprise
- ・ TrendAI Premium Service for Enterprise Threat Management Option

注意：マーケットプレイスプロバイダーの販売製品について

マーケットプレイスプロバイダーから調達される製品については、その使用に関する契約主体は、本契約またはプライベートオファーにおいて別段の定めのない限り、トレンドマイクロの子会社である米国法人のTrend Micro Incorporated（以下「トレンドマイクロUS」といいます）となり、GLOBAL PRODUCTS AGREEMENT FOR TREND PRODUCTS (https://www.trendmicro.com/en_us/about/legal.html) が適用されます。

注意：製品別付帯条件について

一部の製品の使用に際しては、別紙の製品別付帯条件が適用されます。その場合、製品別付帯条件は本契約の一部を構成するものとします。お客様は、自身の責任において別紙の製品別付帯条件の内容を確認するものとします。

1 本契約の適用範囲

1.1 本契約の適用

トレンドマイクロおよびお客様は、本契約がお客様による製品の使用に対して適用されることを認識します。

1.2 本契約の改訂

トレンドマイクロは、その裁量によりいつでも本契約の内容を変更できるものとし、最新の本契約内容をトレンドマイクロの Web サイトに掲載します。ただし当該変更は、「第 8.1 条 製品に適用される契約期間」に定める契約期間が有効期間中のお客様については、トレンドマイクロの Web サイト (<https://www.go-tm.jp/eula-top>) において当該変更された最新の本契約内容が掲載されてから 30 日後に有効になるものとします。従前の本契約の内容はその最新版の発効によって無効となり、最新の本契約の内容が適用されるものとします。お客様が変更後の条件に同意できない場合、お客様は製品を利用することはできません。

1.3 完全合意

トレンドマイクロおよびお客様は、本契約が両当事者間の製品の使用およびこれに関する条件等にかかる完全な合意であり、これ以前の口頭または書面によるかを問わず、合意、表明、ホワイトペーパー、見積り、広告、トレンドマイクロの商標の使用または説明もしくは両当事者間の取引過程から生じた一切の提示条件等は、本契約に別段の定めのない限り本契約の条件に読み替えられるとともに本契約に記載される条件のみが適用されることに同意するものとします。

1.4 継続的売買取引基本契約ではないことの確認

お客様は、本契約が製品の将来の継続的な購入に関する継続的売買取引基本契約ではなく、お客様による現時点の製品の注文にのみ適用されるものであることを確認するものとします。お客様による将来の製品の注文は、その時点での最新版の本契約に従うものとします（「第 1.2 条 本契約の改訂」の定めに従い本契約の最新版が公開された場合は、公開された最新版が適用されます）。

1.5 本契約に基づく購入

本契約に基づきお客様は以下のいずれかの方法により製品を注文します。

- (a) **トレンドマイクロからの直接購入**
お客様は、トレンドマイクロから見積書を受領し、トレンドマイクロに対して直接注文を行うことができます。トレンドマイクロが当該注文を承諾した場合、当該注文には本契約に記載された条件（証書を含みます）のみが適用されます。すべての料金および支払い条件は見積書に記載され、製品に関する支払いはすべて直接トレンドマイクロに対して行われます。
- (b) **再販事業者からの間接的な購入**
お客様は、製品の再販事業者（販売店など）から製品の見積書を受領することができます。当該見積書に基づくお客様による注文が再販事業者になされると、料金、割引、請求書および支払い条件がお客様と再販事業者の間においてのみ合意されます。お客様は、注文が再販事業者に対して行われる場合、再販事業者より直接または間接になされるトレンドマイクロへの製品の注文において、当該注文はトレンドマイクロによって承諾されるか拒否される可能性があることを了承するものとします。再販事業者とお客様の間でのみ合意される事項を除き、お客様によって注文された製品に関する他のすべての条件は、本契約にのみ記載されます。製品に関するすべての支払いはお客様から再販事業者に対して直接行われ、トレンドマイクロに対して支払われることはありません。また、いかなる再販事業者もトレンドマイクロを代理して何らの行為をなす権限を有しません。
- (c) **マーケットプレイスプロバイダーからの間接的な購入**
お客様は、トレンドマイクロのプライベートオファーを通じて製品を注文することができます。マーケットプレイスプロバイダーから調達した製品の使用に関する契約主体は原則としてトレンドマイクロUSとなりますが、プライベートオファーまたはその他の契約によって別段の合意をした場合には、製品の使用に係る契約主体はトレンドマイクロとなりお客様との間に本契約が適用されます。この場合、トレンドマイクロはお客様に対し、製品の使用に関して本契約に基づき単独でその責任を負い、マーケットプレイスプロバイダーは、お客様に製品またはサポートサービスを提供する義務、これに関連する保証請求や苦情を処理する義務またはお客様など本契約に基づく一切の義務を負うものではありません。お客様は、本契約に関してマーケットプレイスプロバイダーに対していかなる請求または要求も行わないものとします。

1.6 定義

本契約においては別段の定めのない限り本条に定める各用語の定義に従うものとします。

「アドミニストレータ」または「管理者」とは、お客様に代わって製品を管理する権限をお客様から与えられた 1 名またはそれ以上のお客様の従業員を意味します。管理者は主に、お客様の随時の決定に従って、製品の全部または一部について、お客様の設定を開発し、ルールやポリシーを設定し、お客様のアクセスを管理し、製品によって生成されたアラートおよびイベントを確認し、または技術サポートを提供する権限を有します。

「委託先」とは、本契約に基づき提供される製品に関して、お客様またはその関連会社を支援する役務を提供する独立した第三者を意味します。

「永久期間」とは、ソフトウェアに対して無期限の期間のライセンスが付与されることを意味します。ただし、本契約の定めに基づき期限が生じる場合には、これによりライセンスが終了するものとします。

「オープンソースソフトウェア」とは、以下を意味します。

- (a) オープンソース・イニシアティブまたはこれに類するオープンソースまたはフリーウェアであって、本契約以外で権利許諾または頒布される第三者のソフトウェアコードまたはコンポーネント
- (b) トレンドマイクロによって製品に含まれるものであって、例えば以下のような オープンソース・イニシアティブに認められたライセンス契約
 - (i) GNU の General Public License (GPL), Lesser/Library GPL (LGPL)および GNU Affero Public License
 - (ii) Artistic License (PERL)
 - (iii) Mozilla Public License
 - (iv) Netscape Public License
 - (v) Mozilla Public License
 - (vi) Netscape Public License
 - (vii) Berkeley software design (Free BSD or BSD-style license を含む)
 - (viii) Sun Community Source License (SCSL)
 - (ix) an Open Source Foundation License (CDE and Motif UNIX user interfaces など)
 - (x) Apache Server license
 - (xi) MIT License

この定義において「オープンソース・イニシアティブ」とは、<https://opensource.org> に詳述されるイニシアティブを意味します。

「お客様」とは、証書に記載される会社、事業者その他の法律上の団体（公的団体か私的団体かは問いません）などの法人を意味します。注文と証書の間に矛盾が生じた場合は証書に記載の内容が優先します。

「お客様データ」とは、(a) 本契約に基づき提供される製品の環境に、お客様がまたはお客様に代わってアップロードまたは送信されるか、または(b) その他お客様による製品の使用または受領の過程でトレンドマイクロに提供された、一切のコンテンツ、資料、データおよび情報を意味します。お客様は、お客様データに関するすべての権利、権原および利益を所有します。

「オプション機能」とは、製品の機能および性能を意味し、お客様はオプトインするかオプトアウトするかを選択することができます。オプトインまたはオプトアウトする権利についてはドキュメンテーションに記載されています。オプション機能が有効になると製品において以下をすることが可能となります。

- (a) ドキュメンテーションの記載に基づき定義される機能および性能を提供すること
- (b) 最新の悪意ある振る舞い、詐欺サイトの可能性、インターネットセキュリティリスクまたはサイバー脅威データを検出し防御するための最適な最新の防御および機能の提供、および特定のお客様データ（個人データを含みます）を処理すること

「関連会社」とは、本契約の当事者に関して、その当事者により支配される者、その当事者を支配する者またはその当事者と共通の支配下にある者を意味します。「支配」とは、取締役その他の役員の選任議決権ないし同等の権限のある株式または持ち分の 50%超を直接または間接に所有し（50%超の所有が認められない場合は、適用法により認められる最大数の株式を所有し）かつ当該所有関係の存在が継続中であることを意味します。ただし、相手方の要請がある場合には、各当事者はすべてまたは一部の関連会社の状況を相手方への書面により確認するものとします。

「クラウドサービス」とは、トレンドマイクロブランドのクラウドセキュリティサービス（トレンドマイクロによってまたはトレンドマイクロに代わってホストされる、サービス利用ソフトウェアおよびその一部を形成するインフラストラクチャまたはプラットフォームを含みます）およびこれに関連するサポートサービスを意味します。

「Credits」とは、TrendAI Vision One プラットフォーム上で提供される製品へアクセスするための共通ライセンス単位を意味します。Credits は前払いで購入され、ソリューションやパッケージによって有効化されると自動的に使用され、サブスクリプション期間終了時に失効します。

「契約期間」とは、「第 8.1 条 製品に適用される契約期間」に定める意味を有します。

「検証用製品」とは、「第 2.6 条 製品の検証」に定める意味を有します。

「個人データ」とは、「Data Processing Addendum」または「データ処理付属文書」に定める意味と同一の意味を有します。

「サービス」とは、トレンド AI ブランドのサービスを意味します。クラウドサービスやその他の MDR サービスなどが含まれます。

「サービスレベル」とは、製品のサービスレベルを意味します。サービスレベルは、Service Level Agreement などの契約に詳述されており、また、トレンドマイクロによって随時公開される場合があります。

「サイバー脅威データ」とは、マルウェア、スパイウェア、ウイルス、ワーム、トロイの木馬、ランサムウェア、またはその他の悪意のあるもしくは有害なコードもしくはファイル、ならびに URL、DNS データ、ネットワークテレメトリ、コマンド、実行可能バイナリファイル、マクロ、スクリプト、プロセスもしくはテクニック、メタデータ、またはこれらに関連するその他の情報もしくはデータであって、これらに関連する第三者による不正な侵入または攻撃に関連する可能性があり、(a) お客様が本契約に関連してトレンドマイクロに提供するもの、または(b) 製品の提供中にトレンドマイクロがアクセス、収集または発見するもの（ただしお客様を特定する情報もしくはデータまたは個人データを含みません）を意味します。サイバー脅威データは、秘密情報またはお客様データにはあたりません。

「再販事業者」とは、トレンドマイクロから直接または他の再販事業者またはその他のチャネルパートナーから間接に製品の販売のために注文を受ける地位を有することの承認がなされている再販事業者またはその他のチャネルパートナーを意味します。

「サブスクリプション期間」とは、本契約に基づいて提供されるハードウェアを除く製品を使用または受領する権利をお客様が有する限定的な期間（提供される日、月または年ごとの期間であって、永久期間でない期間とします）を意味します。サブスクリプション期間は、製品やライセンスに応じて証書、Customer Licensing Portal またはクラウドサービスの管理コンソールに明示されます。

「実利用者」とは、(a) お客様の管理者（アドミニストレータ）、技術者、サポート人員、またはお客様またはその関連会社の内部業務利用を促進するために使用する従業員または委託先など、本契約に従ってお客様（またはその関連会社）の利益のために製品を使用するか、または(b) その他の方法で製品を使用する、個人または団体（直接的か他の使用者を通じて間接的かを問わず）を意味します。

「証書」とは、「第 1.5 条 本契約に基づく購入」に基づく直接または間接の注文に基づいてトレンドマイクロが発行する証書を意味し、これによってお客様は注文した製品（使用上限がある場合はこれを含む）を確認することができます。お客様は当該製品に関する権利の証明として証書を適切に保管する必要があります。

「使用上限」とは、ソフトウェアについて購入された使用権、Credits または製品（プロフェッショナル・サービスおよび有償サポートを除く）について購入された使用容量の上限を意味し、証書に記載の適用されるライセンス測定基準に基づきます。設定された使用上限をお客様が超過する場合、お客様は、当該超過分の補充のために追加の使用上限を速やかに購入する責任を負います。お客様は、トレンドマイクロに対し、その要請に応じて、見積書等の定めに従い超過使用料を支払う義務があることを認めるとともにこれに同意します。超過使用の速やか

な是正または該当する超過使用料の支払いを怠ることは本契約の重大な違反を構成するものとし、当該超過使用料について直ちに支払期日が到来するものとしします。

「新バージョン」とは、トレンドマイクロによる既存の製品のバージョンのリリースを意味し、これには、トレンドマイクロの判断において、重要な新機能、改良、使用上限、構造、またはアップグレードやコンバージョンとしてトレンドマイクロが当該製品において既存顧客に提供している機能が含まれます。お客様が取得した新バージョンは、アンインストールが必要な従前のバージョンを置き換えることとなります。このような新バージョンは、通常、トレンドマイクロが、小数点の左側にあるバージョン番号を変更することによって識別されます。(例えば、バージョン 3.X をバージョン 4.X に変更するなど)

「スタンダードサポート」とは、「第 5.1 条 スタンダードサポート」に定める意味を有します。

「製品」とは、本契約に基づき発注される一切のトレンドマイクロが提供するソフトウェア、ハードウェア、サービスおよびサポートサービス（ただし、有償サポート、プロフェッショナル・サービス SOW に記載されるプロフェッショナル・サービスを除きます）が含まれ、本契約期間中のこれに関する証書に記載されるものを意味します。製品は、見積書およびその他のドキュメンテーションで「ソリューション」と呼ばれる場合があります。

「製品別付帯条件」とは、本契約別紙に記載される製品について、当該製品に限り特に本契約の定め付帯して個別に適用される条件を定めるものを意味します。製品別付帯条件に記載される製品を利用する場合、製品別付帯条件は本契約の一部を構成し、製品別付帯条件と本契約の定めが矛盾する場合には製品別付帯条件の定めが優先します。

「ソフトウェア」とは、トレンドマイクロにより公開されまたはトレンドマイクロブランドのアプリケーション（組み込みソフトウェア、統合ソフトウェアおよびサービス利用ソフトウェアを含みます）のオブジェクトコードバージョンを意味し、オンプレミスにおいて使用するためにお客様に提供されます。ソフトウェアにはお客様に提供されるすべてのドキュメンテーションおよびアップデートが含まれます。いかなる場合であっても、ソフトウェアのソースコードバージョンがお客様に対して提供、ライセンスされまたはその他一切の方法で提供されたり担保に供されたりすることはありません。

「知的財産権に関する申立て」とは、本契約に基づき提供される製品または製品の構成部分（ただしオープンソースソフトウェア、検証用製品または無償版製品は含まれません）にかかるお客様の使用が、自身の知的財産権を侵害していると主張するかまたは企業秘密を違法に使用していると主張する第三者からお客様に対してなされる裁判所における法令上の訴訟、法的措置またはその他の法的手続きを意味します。

「注文書」とは、お客様が製品を注文するためにお客様が発行する注文書またはその他の注文のための文書を意味します。これら一切の注文は、注文書に記載された製品の購入および支払いに関するお客様の原則取り消し不能の申し込みであり、トレンドマイクロがその裁量において再販事業者を通じて直接または間接に承諾することによって成立します。トレンドマイクロによる承諾は、トレンドマイクロからお客様への証書の発行をもってかえられる場合があります。

「Data Processing Addendum」または「データ処理付属文書」とは、トレンドマイクロがお客様に対して GDPR データの処理者または復処理者（GDPR の定義に従います）として行動する場合に限り適用されるトレンドマイクロのデータ処理付属文書（trendmicro.com/dpa に公開する）を意味します。

「適用法」とは、本契約に基づく当事者の義務の履行または権利の行使に対して適宜適用される法律、条例、施行令、法令、規則、条約、命令、訓令、通達、意見書、解釈書およびその他の公式発表（データ/プライバシー保護法、腐敗行為/贈収賄法、経済/貿易制裁法ならびに輸出入に関する法規制を含みますがこれらに限定されません）を意味します。

「当事者」とは、お客様またはトレンドマイクロのいずれか一方かまたは両者を意味し、その他すべての者は第三者となります。

「ドキュメンテーション」とは、お客様が利用可能な、製品に関する書面、電子書面、オンライン・サービスの説明、技術文書、適用条件書、ガイドブック、ライセンスカウント方法を定める課金対象文書、操作説明および要件を意味します。ただし、ドキュメンテーションに別途の定めが明記されている場合を除き、ドキュメンテーションには、製品の提供に伴いお客様に提示されまたは利用可能とされるレポート、成果物およびその他のコンテンツが含まれるものとしします。お客様は、主には製品の変更、改良または新バージョンのためなどの理由により、トレンドマイクロがその裁量によりドキュメンテーションを随時改訂する場合があることを理解するとともにこれに同意するものとしします。これらの改訂について本契約の変更が生じることはなく、改訂されたドキュメンテーションは、改訂以降の製品の使用にあたって従前のすべてのドキュメンテーションに優先されます。

「トレンドマイクロの競合他社」とは、トレンドマイクロの製品と実質類似するか競合するインターネットセキュリティ製品またはサービスを開発、提供または商品化する事業を行っている個人または団体を意味します。

「内部業務利用」とは、お客様のシステム、ネットワーク、デバイス、ドキュメント、電子メール、およびその他のお客様データのセキュリティ、保護、または完全性に関連して、お客様の直接的な利益のためにのみ製品を社内業務において使用することを意味します。

「ハードウェア」とは、ソフトウェアがトレンドマイクロによって組み込まれているかまたはプリロードされているハードウェア製品を意味します。

「ハードウェア条件」とは、「第 2.4 条 ハードウェア」に定める意味を有します。

「ハイリスク環境」とは、直接的または間接的な障害が、人身事故、死亡事故、物的損傷または環境破壊につながる恐れのある環境において、安全かつ確実なパフォーマンスを維持するために必要とされる、フェールセーフまたはフォールトトレラントな運用または実行のための安全な設計、機能が要求されるデバイス、状況、環境、ネットワークまたはシステムを意味します。ハイリスク環境には、以下のようなものが含まれますがこの限りではありません。

- (a) 原子力施設、発電所や水道などの公共インフラ、製造施設、化学製油所などの工業プラントの設計、建設、運用、保守
- (b) 航空機、船舶、列車、その他の交通手段におけるナビゲーション、通信、運用システム
- (c) 航空管制システム
- (d) 核兵器かどうかを問わず兵器システム
- (e) 患者の健康や良好な状態に影響を与える生命維持装置や生命にかかわる医療機器またはその他の危機およびシステムの運用
- (f) クラウドサービスの利用不能、不正確、迂回、非効率または障害により、人身事故、死亡、物的損害、環境破壊につながるまたは助長する恐れのあるその他の機器、環境、ネットワークまたはシステム

「秘密情報」とは、「第 6.1 条 秘密保持」に定める意味を有します。

「プライベートオファー」とは、お客様またはその再販業者が承諾するために、トレンドマイクロから発行される、マーケットプレイスプロバイダー経由で販売される製品に関する価格決定、使用モデルおよび注文に関する文書を意味します。プライベートオファーと本契約の間に矛盾がある場合は、プライベートオファーが優先されます。

「プロフェッショナル・サービス」とは、個別に別途の有償契約を締結することにより、トレンドマイクロにより提供される専門サービスを意味します。

「プロフェッショナル・サービス SOW」とは、トレンドマイクロがお客様と締結することのできるプロフェッショナル・サービスの契約に基

づく個別の作業範囲記述書（Statement of work）を意味します。

「本契約」とは、本契約（サポートサービス、ハードウェア、有償サポート、プロフェッショナル・サービスおよびドキュメンテーションに関して本契約において参照されているすべての条件を含みます）、本契約の付属文書、データ処理付属文書および証書を意味し、本契約に基づいて購入される製品に関して、トレンドマイクロとお客様との完全な合意を形成するものをいいます。

「マーケットプレイスプロバイダー」とは、自身の顧客との別途の契約および別途定められた料金により商品を販売するオンラインマーケットプレイスまたはストアをホストする事業者を意味します。

「見積書」とは、トレンドマイクロまたは再販事業者からお客様に発行される1つまたは複数の文書であって、関連する価格、支払い条件、使用上限（該当する場合）、および取引を完了するのに十分なその他の情報を特定するものを意味します。各見積書は、見積書に基づくお客様からの注文について唯一の根拠または拠りどころとする文書として本契約に組み込まれます。

「無償版製品」とは、「第2.7条 無償版製品」に定める意味を有します。

「有償サポート」とは、トレンドマイクロがお客様に提供する有償のサポートサービスを意味します。これには、TrendAI Premium Service for Enterprise、TrendAI Priority Response Service for Enterprise、TrendAI Premium Service for Enterprise Threat Management Optionなどが含まれますがこの限りではありません。有償サポートには、本契約ではなく専用のサービス利用規約が適用されます。

2 権利の許諾

2.1 許諾

お客様が本契約（すべての支払い義務を含みます）を継続的に遵守することを条件として、トレンドマイクロは本契約に基づきお客様に対し、証書、Customer License Portal またはクラウドサービスの管理コンソールに表示の使用上限の範囲において、非独占的、譲渡不可能（適用法によりそのような制限が禁止されている場合を除きます）および期限付きの以下の権利を付与します。

- 実利用者が本契約に基づく使用権の許諾の範囲内に限り製品にアクセスし使用する権利
- お客様がまたはお客様に代わって所有、管理または運用されている機器にソフトウェアをインストールし、実利用者がこれを使用する権利。これには「第2.2条 関連会社、委託先の使用および Bring Your Own License」に定めるライセンス持ち込み（BYOL）が含まれます。
- お客様がソフトウェアのオリジナルコピーに表示されるすべての著作権表示およびその他の所有権の説明をソフトウェアの複製上または当該複製にコピーすることを条件として、商業的に合理的な数のソフトウェアの複製（未修正の形式に限る）およびそれらのドキュメンテーションを、トレーニング、バックアップ、アーカイブおよび災害復旧の目的でのみ作成する権利

いずれの権利の行使においても、お客様およびその実利用者による使用は、適用されるドキュメンテーションに準拠するとともに内部業務利用のみを目的とするものとします。お客様は、実利用者が本契約を遵守することについてトレンドマイクロに対して保証することに同意するものとします。検証用製品および無償版製品については、本条の定めは、第2.6条および第2.7条によって修正されない範囲においてのみ適用されます。

2.2 関連会社、委託先の使用および Bring Your Own License（「BYOL」または「ライセンス持ち込み」）

トレンドマイクロは、本契約に基づく許諾の使用上限の範囲内において、以下に掲げる場合について、お客様に対して、内部業務利用を目的とした使用を承認し許可する権利を付与します。（トレンドマイクロに対する追加料金等の支払いは発生しません）

- お客様の関連会社が、関連会社である限りにおいて製品を使用すること
- お客様の委託先が、ビジネスプロセスサポート、テクニカルサポート、ホスティングサービス、またはアウトソーシングサービスをお客様へ提供するに際して、お客様または関連会社の使用および利益のためにのみ製品を使用すること
- お客様が正当な使用権を有するクラウドサービスや仮想環境などのお客様のためのホスティング環境上において製品を BYOL としてライセンスを持ち込んで使用すること

製品を使用する各関連会社、委託先または BYOL は、当該製品に関して実利用者とはみなされ、いかなる場合も本契約に基づく権利を有する者または第三者受益者とみなされることはありません。お客様は、本契約に定める一切の条件を遵守することを委託先に対して義務付ける文書による契約を委託先と締結しなければならないものとします。お客様は、本第2.2条所定の権利を行使する際の関連会社および委託先のすべての作為および不作為について、トレンドマイクロに対して法的責任および経済的責任を負うことに同意するものとします。すべてのサポートサービスはトレンドマイクロからお客様に対してのみ提供されるものとし、関連会社または委託先は、サポートサービスを直接トレンドマイクロに対し要求または直接提供を受ける権利はありません。すべてのサポートリクエストは、円滑なサービス提供と責任の所在の明確化を確保するために、お客様を通じて調整されまた提出される必要があります。

2.3 禁止事項

本契約（ドキュメンテーションを含みます）において明示的に許諾される場合を除き、お客様は実利用者に対して以下のことを承認、奨励または許可しないものとします。なお、本2.3条に定める制限はすべての製品（検証用製品および無償版製品を含みます）に適用されます。

- 第2.2条に定める場合を除き、第三者に対し、製品またはその一部の許諾、再許諾、販売、再販、貸与、賃貸、譲渡、配布、または利益を提供すること
- 製品を用いて第三者にサービスを提供すること。これには次の場合が含まれます。(i) 有料または無償のサービス提供 (ii) 時間単位のサービス提供、または (iii) 第2.2条において明示的に許諾されていないその他の商業的利用
- 製品（オープンソースソフトウェアを含みます）、製品のコンポーネント、ファイル、モジュールまたは関連するライセンス対象物を、本契約において明示的に認められていない方法で利用すること。これには、内部業務利用の目的以外に利用することや、提供された製品から切り離して利用することを含みます。
- 製品を問わず、その整合性、アクセス制御、使用の計測を妨害し、または妨害しようとする行為。これには次の行為が含まれます。(i) 請求メカニズムの無効化、改ざん、または回避 (ii) 使用上限を超える場合に適用される料金を含む料金の回避 (iii) 不正アクセスの取得 または(iv)セキュリティや認証措置の脆弱性の調査、スキャン、テスト、または突破製品またはその一部（またはそのコンポーネントまたはその一部）を修正、翻案、変更、複製（本契約で明示的に許可されている場合を除きます）、翻訳、逆アセンブル、逆コンパイルまたはリバースエンジニアリングすること、またはその他の方法でソースコードの抽出、復号、修正、または適用法により定義される派生物の作成を試みること。ただし、お客様の設定を作成するためにドキュメンテーションに定められているパラメーターの範囲内で製品を設定することは、製品を変更または派生物を作成することには該当しません。
- ソフトウェアを他のソフトウェア、サブルーチンまたは他のバイナリコードセグメントにマージするかまたは埋め込むこと
- いずれかの製品またはそのコンポーネントを用いて、競合製品やサービスの開発、サポートもしくはこれらの支援を行うこと、または製品のアイデア、機能、構造、もしくはインターフェースを模倣すること
- (i)適用法に違反すること (ii)第三者の知的財産権その他の財産的権利を侵害または不正に利用すること (iii)第三者による製品の使用を妨げること、または(iv) 製品の運用環境を乱すこと、のいずれかによって製品を使用すること
- 違法、有害、詐欺的、攻撃的な方法をもって製品の使用をするかもしくはこれを助長し、またはそのような関連するコンテンツを送信、保存、表示、配布、またはその他の方法で利用可能にすること
- トレンドマイクロの事前の文書による承認を得ることなく、製品に関連するベンチマークテストまたはパフォーマンス分析を公開または第三者に公開または開示すること。なお、トレンドマイクロによる承認はその裁量により遅延、保留、または条件付けで行われる場合があります。

また、トレンドマイクロの競合他社、またはトレンドマイクロに不利な利益または意図を持つその他の当事者は、トレンドマイクロ製品にアクセス、インストール、または使用することはできません。本第2.3条の不遵守または違反は、お客様による本契約の重大な違反とみなされるものとします。本契約または適用法に基づきトレンドマイクロが有する権利または救済措置に加えて、トレンドマイクロは、本条の定めに対する違反または製品の誤用が疑われるものを調査し、お客様が本条に定める禁止行為のいずれかに違反した場合には是正措置を講じる権利を有しますが、その義務を負うものではありません。是正措置には、当該製品へのアクセスの一時停止、削除、または無効化が含まれる場合があります。

さらに、お客様は、トレンドマイクロが適用法に違反している疑いのある活動を適切な法執行機関等に報告し、当該適用法に基づいて要求される協力をするに同意するものとします。

2.4 ハードウェア

お客様は、本契約に基づいてハードウェアを注文する権利を有します。各ハードウェアには、本契約に規定されている条件に加えて、異なる特定の条件（以下「ハードウェア条件」といいます）が適用される場合があります。お客様がハードウェアを受領することにより、お客様は、適用されるハードウェア条件が本契約における引用により組み込まれるとともに、本契約の一部となることに同意するものとします。本契約の本文とハードウェア条件の内容が矛盾する場合は、ハードウェア条件が優先されるものとします。ハードウェア条件は、随時更新される https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/eula.html に掲載されます。ただし、製品の購入時において別途同梱または提示されているハードウェア保証書および製品保証規約等の条件がある場合は、前記にかかわらずこれをハードウェア条件とみなします。

2.5 第三者の製品およびサービス

トレンドマイクロは、特定の第三者の製品およびサービスを、製品とともに提供したり、オープンソースソフトウェアがバンドルまたは配布したりする場合があります。このような第三者の製品およびサービスのすべての利用に際しては、トレンドマイクロがお客様に提供することが義務付けられている第三者の条件に従うものとします。第三者の製品およびサービスに関連する第三者の条件のすべてのリストは、https://trendmicro.com/en_us/about/legal/third-party-terms.html に記載されているか、または、(a)ドキュメンテーション、または (b) 製品内の「Read Me」ファイルまたは「About」ファイルに記載されています。さらに、製品は、お客様がトレンドマイクロ製品以外の第三者の製品、サービスまたはツールとの連携（以下「第三者連携」といいます）を有効化できる場合があります。第三者連携の使用は、お客様の単独の裁量によるものとし、適用される第三者の条件に従うものとします。トレンドマイクロは、第三者連携の可用性、セキュリティ、機能性または適用法令の遵守を含め、第三者連携について管理、推奨もしくは責任を負うものではありません。お客様は、自身の第三者連携の使用、ならびに当該連携に関連して第三者に共有されるかまたは第三者によりアクセスされるお客様データその他のデータについて（必要な権利、許可および同意のすべてを得ていることを含み）単独で責任を負うものとします。第三者連携は製品の一部を構成するものではなく、本契約に基づくトレンドマイクロの義務、保証、サポート、補償または責任が拡張されることはありません。

2.6 製品の検証

お客様が製品のプレビュー、評価、試用、概念実証、またはテストを実施する権利を有する場合（以下これらの対象となる製品を「検証用製品」といいます。）、本条の規定が適用され、本契約において本条と矛盾する条件に優先するものとします。お客様は、トレンドマイクロと合意した期間において、検証用製品を使用する権利を有し、当該期間中、お客様は、トレンドマイクロとの間で別途の文書による異なる明示的な合意がある場合を除き、製品のライセンス購入の検討を目的とする場合に限り、非本番環境（すなわち、実際の運用がされる本番環境で使用されるお客様データが存在しない環境、またはその他の実際の生産的作業を行わない検証用環境を意味します）でのお客様における内部評価のためにのみ検証用製品を使用することができます。お客様は、検証用製品およびこれに関連して提供されるドキュメンテーションが「現状有姿」、「瑕疵を問わない状態」、「提供可能な範囲」で提供され、明示的、黙示的またはその他を問わずいかなる種類の保証もされないことを認識するものとします。お客様は、自己の責任において検証用製品の使用に関する一切のリスクを負います。検証期間の満了後もお客様が検証用製品の使用を継続する場合、お客様は、適用される支払い条件に従って、その時点で公表されている製品の料金またはトレンドマイクロもしくは再販事業者が提供する見積書に記載される価格（いずれか該当する方）を支払うことに同意するものとします。トレンドマイクロおよびお客様は、本契約がそのような拡張された使用にも適用されることに同意します。トレンドマイクロは、検証用製品のトレーニングやサポートを提供する義務を負いません。

2.7 無償版製品

トレンドマイクロは、お客様に対して特定のツール、ユーティリティまたはアプリケーションを適宜無償で提供する場合があり、これに TrendAI Vision One プラットフォーム上でアクセス可能なものも含まれます（以下「無償版製品」といいます）。お客様は、お客様の内部業務利用の目的に限って無償製品を使用する権利を有し、これにかかる支払いや購入の義務は生じません。お客様は、無償版製品が「現状有姿」、「瑕疵を問わない状態」、「利用可能な範囲」で提供され、明示的、黙示的またはその他を問わずいかなる種類の保証もされないことを認識するものとします。お客様は、自己の責任において、無償製品の利用に関するリスクを負うものとします。トレンドマイクロは、ドキュメンテーションに明示的に定める場合を除き、無償版製品についていかなるトレーニング、メンテナンスまたはサポートサービスを提供する義務も負いません。トレンドマイクロおよびお客様は、本契約が無償版製品の使用において適用されること、ならびに本契約とは別の契約や追加条件についての同意が不要であることに同意するものとします。

2.8 権利帰属

本契約で明示的にお客様に付与された限りにおいての使用権（特に「第 2.1 条 許諾」で付与された限定的な権利およびライセンス）を除き、製品（検証用製品および無償版製品を含みます）またはその他の知的財産権に対するその他のライセンス、権利、権原、または利益はお客様に付与されません。お客様は、各製品および製品に組み込まれたすべてのアイデア、方法、アルゴリズム、数式、プロセス、概念、およびすべての改訂、修正、変更、拡張、派生物、リリース、アップグレード、およびトレンドマイクロが開発または提供した一切のもの（お客様データとともに提供されたサイバークラウドデータの分析など）およびそれらの複製は、(a)トレンドマイクロ、その関連会社、またはそれらのライセンサーまたはサプライヤーの知的財産であり、(b)そのすべての権利、権原、および利益は、トレンドマイクロ、そのライセンサー、またはトレンドマイクロが指定するその他の者に帰属し、独占的に保有されることを認識するとともにこれに同意するものとします。お客様は、製品のいかなる部分からもトレンドマイクロまたはそのライセンサーの著作権表示やその他の所有権の表示を変更または削除することはできません。

2.9 製品の変更および改良

トレンドマイクロは、本契約期間中、トレンドマイクロの裁量により、お客様への通知または同意を得ることなく、製品（インフラストラクチャプラットフォーム、機能、セキュリティ、技術設定またはアプリケーション機能など）の継続的な改善、アップデートおよび新しい機能の提供を行う権利を留保します。かかる変更は、本契約に準拠するものとし（追加条件への同意が使用の前提となる場合を除きます。）、本契約の違反としてみなされるものではなく、トレンドマイクロに対して支払われた、または支払われるべき金額または一部の払い戻しを受ける権利をお客様に付与するものではありません。お客様は、特定の製品についてそのプラットフォームが、マーケットプレイスプロバイダーによってトレンドマイクロとマーケットプレイスプロバイダーとの間の別個の契約に基づきホストされる場合があります。トレンドマイクロの当該ホスティングサービスの利用にあたり当該契約条件が課されること、ならびに、当該条件の一部について、マーケットプレイスプロバイダーがトレンドマイクロに対し、製品のプラットフォームの恩恵を受けるトレンドマイクロの顧客との契約に反映するよう要求していることを認識し、了承するものとします。トレンドマイクロは、トレンドマイクロ、その関連会社、それらのサプライヤー、その顧客およびその他の第三者を保護するために限らず、ホスティングされる特定の製品においてマーケットプレイスプロバイダーのサービス契約（およびその適用されるポリシーおよびその他の要件）を遵守するために、「第 1.2 条 本契約の改訂」に従い本契約を改訂する権利を留保します。

2.10 エンドオブライフ

トレンドマイクロは、いつでも、理由の如何を問わず、一般公衆に向けたアナウンスもしくは通知の掲載、または価格表の改訂により、一部またはすべての製品の提供を中止する権利を留保します。（以下「エンドオブライフ」または「エンドオブサポート」といいます）エンドオブライフのポリシーおよびエンドオブライフの通知の対象となる製品の最新のリストについては、トレンドマイクロのウェブサイト <https://success.trendmicro.com/ja-JP/support-policy/> を参照ください。トレンドマイクロおよびお客様は、エンドオブライフの通知が、当該時点でのエンドオブライフのポリシーに従ってなされる場合には、それらがトレンドマイクロによる本契約の違反とはみなされないこと、また、トレンドマイクロがそれ以前の既存の注文に関する義務を履行する限り、当該エンドオブライフによりお客様が補償や損害賠償を請求する権利を有さないことに同意するものとします。お客様は、すべての製品がサポート終了のポリシーの対象となることを理解するものとします。

3 お客様の責任

3.1 マーケットプレイスプロバイダーの条件またはポリシーの遵守

お客様がマーケットプレイスプロバイダーから製品を購入する場合、お客様は、当該マーケットプレイスプロバイダーアカウントに関連して適用されるすべてのマーケットプレイスプロバイダーの条件およびポリシーを遵守するものとします。お客様は、マーケットプレイスプロバイダーとお客様との間の契約に基づいてマーケットプレイスプロバイダーが履行する義務について、トレンドマイクロが一切の責任を負わないことを確認するとともにこれに同意するものとします。

3.2 設定と管理

お客様は、製品への接続とアクセスを確保し維持する責任を負います。お客様は、トレンドマイクロが製品を提供し、また製品を利用可能にしておくために必要なすべての情報をトレンドマイクロに提供するものとし、それらの情報には、お客様の事業者名および所在地、主要な連絡先の名前および情報、電子メールアドレス、ならびにトレンドマイクロが随時要求する情報が含まれます。登録情報は、お客

様の秘密情報として取り扱われます。お客様は、トレンドマイクロに対して、お客様の設定の管理および作成ならびにサポートの要求および実施に必要な情報を提供または維持する権限を有する実利用者であってお客様の管理者（アドミニストレータ）の連絡先情報を提供し、これを維持するものとします。

3.3 認証資格情報

お客様は、実利用者によるアクセスおよび使用を自身の責任において管理するものとし、トレンドマイクロはトレンドマイクロが本契約に基づく義務を遵守しなかったことに起因する場合を除き、お客様のサービスアカウントで発生する一切の活動（許可されているか否かを問いません）について責任を負いません。

お客様は、製品の使用に関する非公開の認証資格情報の機密性を維持する責任を負います。お客様は、すべての実利用者が本契約に基づくお客様の義務を遵守すること、およびお客様と各実利用者との契約条件が本契約と一致していることを保証するものとします。お客様は、実利用者またはその他の第三者による本契約に基づくお客様の義務への違反または不遵守を覚知した場合、当該対象者の製品へのアクセスを直ちに終了させ、トレンドマイクロに通知するものとします。また、お客様は、お客様のシステムおよびネットワーク、お客様データ、およびその他のコンテンツ、情報、およびデバイスについて、人員、保守、セキュリティ、保護、損失防止、およびバックアップについて単独で責任を負うものとします。

3.4 料金

お客様は製品の使用のための料金と適用される税金（以下総称して「料金」といいます）を適時に支払うものとし、使用上限（該当する場合）が適用される場合にはこれに応じて支払うものとします。料金の請求および徴収は、トレンドマイクロが直接行うかまたはトレンドマイクロの再販事業者が行うものとします。

3.5 返金

「第 8.4 条 お客様による契約の終了 b)」および「第 9.3 条 知的財産権に関する申立ての軽減」に明示的に定める場合を除き、お客様が製品に対して支払う料金について一切の返金は不可であり、クレジット、オフセット、または日割り計算の対象にもなりません。トレンドマイクロは、製品について公表されている料金について、トレンドマイクロの裁量において方法および時期を定めて変更または修正する権利を留保します。

3.6 税金（直接注文の場合）

トレンドマイクロに直接注文する際の料金およびその他の手数料には、適用法に基づいて現在または今後課される、国内外の消費税その他の取引税（以下総称して「税金」といいます。）は含まれていません。直接注文において該当のある場合、お客様は、トレンドマイクロがお客様から税金を徴収および納付する義務があるかどうかを判断するために合理的に要求するすべての必要な情報、すなわちお客様の正しい名称、所在地、および適用される売上税や VAT/GST/GSM 識別番号などをトレンドマイクロに提供するものとします。お客様が法令に基づき適用される税金の徴収および納付の免除を受ける権利を有する場合、お客様は、各課税管轄区域における法的に有効な免税証明書トレンドマイクロに提供する責任を負うものとします。それ以外の場合、お客様は、適用法に基づいてトレンドマイクロが徴収する必要のあるすべての税金を請求され、支払うものとします。なお、本契約の有効期間中において消費税その他関係税の各税率が改正された場合には、改正後の対価に係る消費税その他関係各税額については改正後の税率によるものとします。

3.7 Credits

特定の製品は、事前に購入された Credits を使用することでアクセスが可能です。Credits の使用量は毎日計測され、前月の使用量に基づき毎月 1 日に差し引かれます。お客様は、自らの使用量を管理し、購入時の想定および/または使用上限の範囲内に収まるよう確保することに關して単独で責任を負います。お客様は、サブスクリプション期間中に、使用上限（Credits を使用単位として測定される場合を含みます）を超過することが可能であることに留意するものとし、使用上限の超過使用が発生した場合、適用される超過使用料（追加の Credits に対する料金を含みます）を支払う義務を負うものとします。お客様は、検証用製品として有効化する場合を除き、TrendAI Vision One の他の機能を有効化することにより、想定とは異なる形でクレジットが差し引かれ、超過使用につながる場合があることを了承するものとします。

3.8 セキュリティの認識

製品の一部は、コンピュータ、システム、およびネットワークの生産性、パフォーマンスおよびセキュリティを損なう可能性のあるアプリケーション、メッセージ、およびファイルを識別、ブロックまたは削除するように設計されています。トレンドマイクロは、製品によって検出されるアプリケーションおよびファイルを適切に識別するために商業的に合理的な努力を行っていますが、悪意のある、詐欺的な、および望ましくない電子コンテンツの性質と量が絶えず変化していることから、トレンドマイクロは、製品が悪意のある、不正な、または望ましくない侵入を行うすべてまたは一部のアプリケーション、ルーチンおよびファイルを検出、識別、ブロック、または完全に削除、クリーニング、修復、または解決することを表明または保証することはできません。また、トレンドマイクロは、お客様によるインターネット上のデータ送信を保護することを保証するものではありません。

トレンドマイクロは、トレンドマイクロの制御が及ばないインターネット、ネットワーク、またはシステムを介した通信の傍受または中断について責任を負いません。お客様は、セキュリティへ対策の成果がお客様の管理と責任のもとにある次のような多くの要因に依存していることを理解し、同意するものとします。(a) 現在および将来のセキュリティ脅威を管理するために、ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、およびソフトウェアセキュリティツールが連携を取り合うように使用されていること (b) サイバーセキュリティプロトコルならびに制御、ネットワーク、クラウドサービス、ソフトウェアおよびシステムの保護、ならびに適用可能な監視および検出プロセスが実装されていること (c) データへのアクセス、セキュリティ、暗号化、使用、および送信に関する適切な内部セキュリティポリシー、手順、および制御が実施されていること (d) 次のような事項に適用可能なプロセスと手順の開発と継続的なテストが実施されていること (i) ネットワーク、システム、ソフトウェア、データベース、および保存されたデータのバックアップおよび復旧、ならびに (ii) セキュリティ侵害時のインシデント対応プラクティスの実装 (e) 従業員およびその他の関係者に対して、サイバーセキュリティおよびプライバシーに関する定期的なトレーニングを実施すること (f) 適切なベンダーリスク管理プロセスを確立すること (g) すべてのネットワーク、製品、およびソフトウェアに対する第三者ベンダーからお客様に提供される更新プログラムを迅速にダウンロードおよびインストールすること。

3.9 ハイリスク環境

トレンドマイクロは、製品がハイリスク環境での使用に関するコンプライアンステスト、認証、または承認を受けていないことをここにお客様に明示します。お客様がハイリスク環境で製品を利用する前提条件として、お客様は次のリスク低減措置を実施することに同意するものとします。(a) お客様がハイリスク環境でデプロイしようとする製品に関して、適用法の下で要求されるすべての認証または承認を確保し、維持すること (b) お客様がハイリスク環境において製品を安全に展開および使用するために必要なすべての適切かつ必要なテスト、フェールセーフ、バックアップ、冗長性、およびその他の措置を講じること。

3.10 監査およびコンプライアンス違反

- (a) 特定の製品に対する監査 お客様は、契約期間中、トレンドマイクロが技術的手段をもってお客様の使用量を評価するために製品にアクセスすることに同意するものとします。トレンドマイクロは、システム生成レポートの提出を依頼することができるものとし、この場合、お客様は当該依頼日から 30 日以内にお客様の製品の使用を調査するシステム生成のレポートをトレンドマイクロに対し提供することに同意するものとします。
- (b) その他すべての製品に対する監査 契約期間中および契約満了後 2 年間、お客様は、各製品の使用上限およびお客様の利用が本契約に準拠しているかを調査するのに十分、正確かつ完全な記録およびその他のシステム情報を保持し、トレンドマイクロの要請に応じて速やかにこれを利用可能にすることに同意します。
- (c) 一般監査権 いかなる場合においても、トレンドマイクロは、20 日前の書面による通知により、監査法人による監査を暦年に 1 回以下の頻度で実施する権利を有します。お客様は、トレンドマイクロまたはその独立した監査人が当該監査を正常に実施するために合理的に必要なすべての記録および情報を提供するものとします。
- (d) コンプライアンス違反 上記(a)、(b)、(c)に定める監査により、1)お客様が、トレンドマイクロまたはその再販事業者に対して料金を支払う義務があること、2)製品のデプロイまたは使用がその証書（使用上限を含む）に記載されているデプロイまたは使用を超えていること、または 3)その他本契約に違反していることが明らかになった場合、お客様は、速やかにこれを是正し、未払額を直ちにトレンドマイクロまたはその再販事業者を支払うものとします。また、お客様は、トレンドマイクロが当該監査結果を再販事業者に開示することに同意するものとします。本第 3.10 条に基づいて監査された製品の未許諾または超過使用の対価が、お客様が注文した製品の実際の使用上限またはライセンスされた範囲の使用の合計の 10%を超える場合、お客様は、当該監査の実施に要した合理的な費用を負担し

トレンドマイクロに対して弁済することに同意します。

4 お客様データ

4.1 お客様データに対する責任

お客様は、お客様のデータについて単独で責任を負い、次の措置を講じることがトレンドマイクロに対して保証します。(a) 製品の使用またはこれに関連して必要とされるすべての通知を行い、一切の必要な権利、同意および承認を確保すること (b) お客様が合法的に製品を使用することを確保するためにお客様データ（個人データを含みます）のトレンドマイクロへの送信または提供（これに限定されません）等に関するすべての必要な措置を講じること。トレンドマイクロは、本契約に明示的に記載される場合を除き、お客様データまたはお客様の製品の使用に関して、一切の責任を負いません。

4.2 お客様のデータを使用する権利

お客様は、トレンドマイクロに対し、次に掲げる目的においてお客様のデータの利用および製品へアクセスするための限定的、非独占的、使用料不要、追加料金不要のライセンスを付与します（ただし、お客様がお客様の設定を通じてそのような使用をオプトアウトした場合を除きます）。

- (a) 必要に応じてトレンドマイクロがお客様が使用条件を遵守しているかを確認するため、ならびに製品、その関連サービスおよびサポートサービスをお客様に提供するために必要なため
- (b) トレンドマイクロのソフトウェアおよびサービス（製品を含みます）の運用、セキュリティの有効性、および機能を維持および改善するため
- (c) 製品を継続的に提供し、トレンドマイクロの専用データベースを改善する目的で、潜在的なセキュリティリスクおよび潜在的なマルウェアの拡散手段として特定された Web サイト、実行可能ファイル、またはコンテンツに関連する URL および情報を特定し収集するため
- (d) 本契約および各製品の管理のため
- (e) 適用法に基づく法的義務を遵守し、権利を行使するため
- (f) 本契約およびトレンドマイクロの Global Privacy Notice ([trendmicro.com/privacy](https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/handling.html)) およびお客様から収集する個人情報の取り扱いについて (https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/handling.html) に規定されているその他の目的のため

トレンドマイクロ製品によって処理されるデータに関する情報、およびその他のコンプライアンス関連の情報は、トレンドマイクロトラストセンター (https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/trust-center.html) でご確認いただけます。

4.3 お客様の設定

お客様は、製品に特定のオプション機能が含まれている場合があることを理解します。お客様は、各製品の設定を選択および維持すること、お客様の設定が個人データを含むお客様データの処理に関するお客様の要件、ポリシー、および手順に準拠していることを確認すること、および製品の使用に際してお客様データを処理することもしくはお客様がオプション機能にアクセスし使用することにより適用される各法域のすべての法令を遵守することを保証する責任を単独で負うものとします。

各製品の初回のアクティベーション、デプロイおよびその後において、お客様は以下に同意するものとします

- (a) 関連するドキュメンテーションに記載されているオプション機能およびその他すべての機能に関する性能、機能および機能性を確認すること
- (b) お客様データがお客様の特定のニーズに合った方法で処理されるように、ドキュメンテーションの記載に従って各オプション機能を有効化、設定、制限または無効化すること

オプション機能およびドキュメンテーションに記載されている権限および管理上の選択を除き、お客様は、各製品がトレンドマイクロまたはトレンドマイクロに代わってホストされる標準化されたサービスであり、カスタマイズできないことを理解します。

4.4 データ処理付属文書

お客様とトレンドマイクロは、データ処理付属文書（Data Processing Addendum）に拘束されることに同意し、さらに、データ処理付属文書（Data Processing Addendum）は、トレンドマイクロがお客様およびその関連会社が本契約に基づきトレンドマイクロに提供または利用可能にする個人データの処理者または復処理者として行動する場合にのみ、かつ当該範囲において適用されることに同意するものとします。本契約に基づき製品にアクセスまたは利用するお客様の各関連会社に関して、お客様は、お客様および当該各関連会社に代わってデータ処理付属文書（Data Processing Addendum）に拘束されることに同意し、お客様は、トレンドマイクロに対し、お客様がその関連会社を代わって当該行為を行う正当な権限を有していることを表明し、保証するものとします。

4.5 個人情報の取り扱い

お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じううえで収集し、トレンドマイクロが定める相当な期間保有することに同意するものとします。

- (a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が「第 5.1 条 スタンダードサポート」または「第 3.2 条 設定と管理」に基づき届け出た事項
- (b) お客様が利用する製品またはサービスにより収集される個人情報（各製品またはサービスより収集されるデータの詳細は <http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure> を参照してください）
- (c) 購入したクラウドサービス、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様とトレンドマイクロとの契約にかかわる事項

トレンドマイクロは、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。

- (1) 前項(a)および(c)の個人情報ならびにこれらに基づく購買履歴等の分析結果を以下の目的で使用します。
 - ① トレンドマイクロの取り扱い製品およびサービスの見積りまたは購入に関連する一切の手続き
 - ② 契約の更新案内
 - ③ トレンドマイクロの取り扱い製品およびサービスに関する案内
 - ④ トレンドマイクロの取り扱い製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
 - ⑤ トレンドマイクロの取り扱い製品およびサービスに関する製品およびサービス内で実施されるかまたはメールや電話等により実施されるアンケート調査およびキャンペーンに関するメールや電話等による案内
 - ⑥ トレンドマイクロまたはトレンドマイクロのビジネスパートナーが主催または共催するセミナーおよびイベントに関するメールや電話等による案内
 - ⑦ トレンドマイクロまたはトレンドマイクロの取り扱い製品およびサービスのブランディングや営業・マーケティング活動に関する評価および改善を目的としたフィードバックの取得および分析
- (2) 前項(a)、(b)および(c)の個人情報ならびにこれらに基づく購買履歴や製品またはサービスの利用状況等の分析結果を以下の目的で利用します。
 - ① 製品、サービスおよびサポートサービスの提供（前項(b)所定の個人情報の利用目的については <http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure> を参照してください。なお、各製品またはサービスより収集されるデータの各利用目的は、製品、サービスおよびサポートサービスの提供の範囲内においてのみ随時変更される場合があり、その詳細は <http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure> において適時に公開されます。）
 - ② トレンドマイクロの取り扱い製品、サービスの品質改善および開発
 - ③ トレンドマイクロの取り扱い製品またはサービスの品質改善および開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知
 - ④ セキュリティに関する情報の提供
 - ⑤ トレンドマイクロの取り扱い製品の効果的な利用方法または問題を未然に防ぐための障害情報や脅威情報の案内
 - ⑥ トレンドマイクロの取り扱い製品の利用体験および満足度向上のための利用状況や改善点に関するヒアリング

お客様は、トレンドマイクロが、トレンドマイクロの業務の一部または全部の委託を目的として、お客様の個人データを外国にあるトレンドマイクロの海外子会社および海外関連会社もしくは海外委託先に提供する場合があることに同意するものとします。その詳細については、「お客様から収集する個人情報の取り扱いについて」 (https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/handling.html) に定めるものとします。

お客様は、トレンドマイクロが「お客様から収集する個人情報の取り扱いについて」 (https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy/handling.html) に従ってお客様の個人情報を取り扱うことに同意するものとします。

4.6 お客様の通信に関する情報の取得

トレンドマイクロは、製品においてフィッシング、ランサムウェアまたは標的型攻撃などのサイバー攻撃に対する Email セキュリティ、Web レピュテーションなどの Web 脅威対策にかかる Web セキュリティまたはネットワークへの不正アクセスやサイバー攻撃などに対するネットワークセキュリティ等の機能を提供する場合、ならびにサーバ障害等による不達メールやグレーメール等の一時的な保管を行う機能（以下総称して「対象機能」といいます）当該機能においてお客様の通信に関する情報（以下「通信情報」といいます）を取得する場合があります。

トレンドマイクロが取得する通信情報には、メール本文、メール件名、メールの送受信者のメールアドレス、メールの返信先およびメール件名や本文等に含まれる URL、アクセスした Web ページの URL などの情報およびこれらに関連する各種通信関連情報が含まれます。（各製品の対象機能において取得される情報の詳細は、<http://www.go-tm.jp/data-collection-disclosure> を参照してください。）

トレンドマイクロは、対象機能におけるセキュリティリスクの検出、特定、管理、防御、警告のため、およびサーバ障害等による不達メールやグレーメール等の一時的な保管を行うため、ならびに製品のその他の機能や関連サービスの提供ならびにトレンドマイクロ製品の開発および改善を目的として通信情報を利用します。また、トレンドマイクロは、情報主体が特定できないように十分に処理するかまたは統計処理を行った通信情報を詐欺対策やセキュリティ対策の啓発または注意喚起ならびにトレンドマイクロ製品の販売促進などを目的として利用し、公衆または第三者に開示する場合があります。

トレンドマイクロは、取得した通信情報について、対象機能を提供するのに必要な期間、保管し、その後、消去します。ただし、情報主体が特定できないように十分に処理するかまたは統計処理を行った通信情報についてはこの限りではありません。

お客様は、トレンドマイクロが保有する通信情報に関して、本契約所定のサポートサービスの窓口にお問い合わせすることができます。

お客様が対象機能を無効にする設定を行った場合、対象機能における通信情報の取得は停止されます。対象機能において機能の無効設定ができない場合であって、お客様が対象機能における通信情報の取得を受け入れることができない場合、お客様は製品の使用を終了するものとします。

- 4.6.1 製品が有害サイトのアクセス制御機能またはフィッシング対策機能等を提供する場合、当該機能が有効な状態でお客様がアクセスする Web ページのホストサーバがお客様の入力情報（ID、パスワードを含みます）を URL のオプション情報として URL に付加して送信する仕様である場合、お客様の入力情報の付加された URL はトレンドマイクロのサーバに送信され、当該 Web ページに対する前記機能が動作するに際して用いられます

5 サポートサービス

5.1 スタンダードサポート

トレンドマイクロは、トレンドマイクロが定める手続に従ってユーザ登録を行ったお客様に対し、Web サイト「法人向けスタンダードサポートサービス」記載のユーザサポートサービス（以下本条において「スタンダードサポート」といいます）を提供します。製品別付帯条項に定める場合を除き、サブスクリプション期間にライセンスされたすべてのソフトウェアおよびすべてのクラウドサービス料金には、お客様が注文したサブスクリプション期間におけるスタンダードサポートが含まれます。ただし、永久期間のライセンスを受けたソフトウェアには、納品から1年間のスタンダードサポートのみが含まれ、以降は、追加のスタンダードサポートを最低1年単位で注文できます。スタンダードサポートの内容はトレンドマイクロの裁量により変更される場合があります。お客様は、ユーザ登録の内容に変更が生じた際には、トレンドマイクロに対し遅滞なく届出を行うものとします。なお、お客様は、トレンドマイクロがお客様のリクエストに因らずトレンドマイクロの判断によりスタンダードサポートを提供する場合があることに同意するものとします。スタンダードサポートの提供に関するトレンドマイクロの義務は、スタンダードサポートに関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロは、お客様が以下のいずれかに該当する場合、お客様に対してスタンダードサポートを提供する義務を負わないものとします。

(a) トレンドマイクロが定める手続に従ったユーザ登録を行っていない場合

(b) ユーザ登録の内容の変更の届出を行っていない、または当該変更の届出に不備がある場合

お客様は、ソフトウェアのアップデートがお客様によって適時に適用されない場合、絶えず変化する脅威またはセキュリティ環境により、製品のセキュリティの性能およびパフォーマンスが急速に低下し、設計された方法および目的において効果を発揮しないことを認識します。

5.2 サービスレベル

トレンドマイクロは、独自の裁量により特定の製品についてサービスレベルを設定し提供する場合があります。お客様は、すべての製品にサービスレベルが設定されるものではないことを認識するものとします。トレンドマイクロがサービスレベルを提供する場合、適用される Service Level Agreement に記載される義務を遵守します。

5.3 有償サポートおよびプロフェッショナル・サービス

有償サポートおよびプロフェッショナル・サービスは、製品とともに購入できる場合であっても本契約の対象となりません。有償サポートについては個別の専用のサービス利用規約またはその他の契約に基づいて提供されます。プロフェッショナル・サービスは、プロフェッショナル・サービス専用の SOW および契約に従って提供されます。

6 秘密保持

6.1 秘密保持

お客様およびトレンドマイクロは、本契約に関連して知り得た秘密情報（ライセンス製品のアクティベーションコードおよびライセンスキー、スタンダードサポートに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、サポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとし、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし本契約の定めに基づく必要な場合に限り、自己の関係会社及び委託先に対して、開示当事者の秘密情報を開示できるものとし、その場合、受領当事者は関係会社または委託先に対して本契約において受領当事者が負う義務と同様の義務を課し、それらの義務違反について責任を負うものとします。なお、「第 4.2 条 お客様のデータを使用する権利」、「第 4.4 条 データ処理付属文書」、「第 4.5 条 個人情報取り扱い」、「第 4.6 条 お客様の通信に関する情報の取得」の適用対象となる情報については当該規定の定めに従うものとします。国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には相手方に対して速やかに通知を行うものとします。

ただし、以下各号に定める事項については本条の適用を受けないものとします。

(a) 開示を受けた時に既に公知である情報

(b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報

(c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報

(d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報

(e) 相手方の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

6.2 秘密情報の破棄

トレンドマイクロおよびお客様は、別段の合意をしない限り、本契約の終了時に、法令上、税務上または監査上の目的において保持する必要がある各当事者の所有する記録およびバックアップシステムによって各当事者のアーカイブに保持されている記録を除き、相手方当事者の秘密情報を不可逆的に破棄するものとします。

6.3 フィードバック

トレンドマイクロは、お客様が提供する製品に関連するコメント、提案、デザインの変更または改良（以下、総称して「製品フィードバック」といいます）を独占的に有するものとし、トレンドマイクロ、トレンドマイクロの関連会社およびそのライセンサーは、本契約によって、お客様から目的を問わず、一切の制限なく製品フィードバックを使用するための永続的、取消不能、かつロイヤリティフリーの使用権を付与されるものとします。

6.4 パフォーマンスデータ

トレンドマイクロは、製品の保守、運営および改良など、トレンドマイクロ自身の事業の目的における分析に際してパフォーマンスデータを使用する場合があります。お客様はこれに同意するものとします。本条の目的において、パフォーマンスデータとは、製品の使用に関連して生成または収集されたデータ、例えば、使用データ、ログ、サポートデータ、テレメトリデータ、サイバー脅威データを意味するが、これらに限定されません。パフォーマンスデータは、秘密情報ではなく、また個人データを含んでいないものとします。

7 責任限定

トレンドマイクロは、製品（検証用製品および無償版製品を含みます）、サポートサービスおよびドキュメンテーションに関して一切の保証を行

いません。また、トレンドマイクロは、製品、ドキュメンテーションに記載される内容およびサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではありません。「第 5.1 条 スタンダードサポート」に定めるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益ならびに損害は、お客様の責任となります。

お客様が期待する成果を得るための製品（サポートサービスを含みますがその限りではありません）の選択、導入、使用および使用結果については、お客様の責任となります。製品、ドキュメンテーションまたはサポートサービス、ならびに「第 8.2 条トレンドマイクロによる利用停止および終了」および「第 10.8 条 不可抗力」によりクラウドサービスもしくはサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた損害、付随的損害、逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害およびデータ・プログラムなど無体物の損害、ならびに第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害に関してトレンドマイクロは一切の責任を負いません。

本契約のもとで理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、損害が生じる直前の 1 年間に本契約のもとでお客様が実際に支払った製品の使用に関する料金を上限とします。ただし、お客様が本契約に基づき製品の使用について料金を支払う義務を負わない場合においては、30,000 円をその上限とします。なお、トレンドマイクロの故意または重過失によりお客様に損害が生じた場合はその限りではありません。

8 契約期間と終了

8.1 製品に適用される契約期間

本契約に基づきお客様に許諾される権利は、証書、Customer Licensing Portal または製品の管理コンソールに記載された日付をもって発効するものとします。本契約に基づき早期に終了または停止される場合を除き、(i) サブスクリプション期間のライセンス製品は、当該サブスクリプション期間の期間が満了するまでライセンスが有効であり、(ii) 永久期間のライセンス製品は、本契約に基づき無期限にライセンスが有効となります。スタンダードサポートは、「第 5.1 条 スタンダードサポート」に定める期間、お客様に提供されます。

8.2トレンドマイクロによる利用停止および終了

トレンドマイクロは、トレンドマイクロが以下のいずれかの条件を満たすと判断した場合、お客様に合理的な書面による通知を可能な限りにおいて行うことにより、いつでも、お客様の製品を使用する権利を停止（全部または一部について、問題の程度に応じた均衡のとれた方法でかつ合理的に必要な範囲においてのみ）または終了させることができます。

- お客様またはその実利用者が、(i) 製品または第三者にセキュリティリスクをもたらす場合、(ii) サービスまたは第三者に悪影響を及ぼす可能性がある場合、(iii) 「第 2.3 条 禁止事項」になんらかのかたちで準拠していない場合 (iv)トレンドマイクロ、その関連会社、そのライセンサーもしくはその他の第三者に責任を生じさせる可能性のある場合、または (v) 適用法の許す範囲で、即時に有効になるものとして、お客様が破産の申し立てを行ったかまたはその他破産法に基づく申し立てを行う場合、お客様の債権者の利益のために一般的な譲渡を行いまた行おうとする場合、お客様の重要な財産について受託者、管財人もしくは管理人の任命を申し立てまたは同意する場合、またはお客様が債務不履行に陥った場合
- お客様が、製品の使用上限、使用上の制限その他適用される使用権限を超過し、トレンドマイクロからの書面による通知を受領した後、合理的な期間内に(i)必要となる追加の使用上限または使用権を速やかに購入すること、および/または(ii)本契約、見積書、証書、プライベートオファーまたは適用されるマーケットプレイスプロバイダーの条件に従い、適用される超過使用料の全額を支払うことのいずれも怠る場合
- お客様が、本契約に対する重大な違反を犯し、それらが是正不能であるか、または是正可能な違反であってもお客様が当該違反につき通知した後 20 日以内に是正しない場合

8.3 反社会的勢力の排除にかかる終了

トレンドマイクロまたはお客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜グループもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）に該当すること、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、相手方当事者は本契約を解除することができます。

- 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
- 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

また、トレンドマイクロまたはお客様が自らもしくは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかの行為を行う場合、相手方当事者は本契約を解除することができます。

- 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
- 違法行為または不当要求行為
- 業務を妨害する行為
- 名誉や信用等を毀損する行為
- その他前各号に準ずる行為

8.4 お客様による契約の終了

- お客様は、トレンドマイクロに書面で通知することにより、いつでも本契約またはお客様による製品の使用を終了することができます。その場合であっても、お客様は(i) 注文書またはその他に記載されている合意された料金を引き続き支払う義務を負うものとし、(ii) 既存の有効期限までのすべての支払い義務を履行する義務があり、(iii) お客様が事前に支払った未使用分の料金がある場合であっても払い戻しまたは将来の料金に対して割引や代替サービスを受けるなどの権利を有することはありません。
- 前記にかかわらず、トレンドマイクロによる重大な違反を理由に本契約を解除する権利をお客様が有する場合には、お客様は、トレンドマイクロに少なくとも 20 日前に詳細な書面による通知を行い、当該違反が是正可能な場合は当該通知期間中に当該重大な違反を是正する機会をトレンドマイクロに与えた後これが是正されない場合には、お客様は、影響を受けた製品に関連する前払されている未使用の料金について、トレンドマイクロから比例配分の払い戻しを受ける権利を有するものとします。

8.5 契約終了時のお客様の義務

本契約の満了または終了または理由の如何を問わずお客様による製品の使用が終了した場合、お客様は、(a) 当該製品の使用を停止すること、または (b)トレンドマイクロが提供するドキュメンテーションを含めお客様が所有または管理するソフトウェアのすべてのコピーを完全に破棄することとします。お客様は、トレンドマイクロからの要請があった場合には、これらの措置を講じたことを書面にて証明するものとします。「第 8.4 条 お客様による契約の終了(b)」に基づく契約終了の場合を除き、お客様は、未払いの料金および税金を支払う義務を免除されることはありません。

8.6 存続

本契約の満了または終了後においても「第 2.8 条 権利帰属」、「第 3.7 条 返金」、「第 3.8 条 税金」、「第 3.12 条 監査およびコンプライアンス違反」、「第 4 条 お客様データ」、「第 6.1 条 秘密保持」、「第 6.3 条 フィードバック」、「第 6.4 条 パフォーマンスデータ」、「第 7 条 責任限定」、「第 8.5 条 契約終了時のお客様の義務」、「第 8.6 条 存続」、「第 9 条 知的財産権に関する申立て」および「第 11 条 準拠法および裁判管轄」ならびにその他その性質上存続することが予定されているすべての条項はそのまま存続するものとします。

9 知的財産権に関する申立て

9.1 知的財産権に関する申立ての補償

トレンドマイクロは、自己の費用において第三者よりなされた知的財産権に関する申立てからお客様を防御し、当該知的財産権に関する申立てについて認容された請求金額または金銭的和解において合意された金額について、本第 9 条の条件および制限に従い、お客様に対して補償します。トレンドマイクロの書面による承諾のない限り、お客様は知的財産権に関する申立てにおいてその裁量による和解を行わないものとし、当該和解がなされた場合にはトレンドマイクロ本契約によってもその他の方法によっても一切の責任または義務を負いません。また、トレンドマイクロはその裁量により和解を行わない場合があります。本第 9 条に基づく知的財産権に関する申立てに対するトレンドマイクロの義務は、お客様がトレンドマイクロに対して次のことを付与することを条件とします。(a) 知的財産権に関する申立てについて速やかに書面通知するとともに、トレンドマイクロがその立場を損なうことなく対応するのに十分な時間内の通知 (b) 知的財産権に関する申立ての防御、交渉および和解に関する単独、完全な管理および権限 (c) 知的財産権に関する申立ての防御、交渉または和解に関してトレンドマイクロよりトレンドマイクロの費用負担において合理的に要求された情報、協力および支援。

トレンドマイクロは、お客様の責任が認容される場合またはお客様が金銭を支払う必要がある場合には、お客様の事前の同意を得ることなく知的財産権に関する申立てにおいて和解を行うことはありません。お客様は、自己の費用において選任した弁護士をもって、知的財

財産に関する申立ての防御に参加することができます。本条の補償はお客様に帰属するものであり、その一部または全部を第三者に譲渡することはできません。

9.2 知的財産権に関する申立てに関する補償の例外

第9.1条の補償は、かかる知的財産権に関する申立てが次に掲げる事項に対してなされた場合には適用されません。(a) 本契約または適用法に準拠していない製品の使用に基づく場合 (b) 製品の使用に関連してお客様が提供または利用可能にするお客様データまたはその他の資料に基づく場合 (c) お客様が製品の最新のバージョン、修正版または強化版を使用していれば、知的財産権に関する申立てを回避できた場合 (d) オープンソースソフトウェアに基づく場合 (e) トレンドマイクロが提供していない、または適用されるドキュメンテーションに指定されていない他の製品、サービス、ビジネス、または技術との組み合わせによる製品の使用（またはその出力されたもの）であって、その組み合わせがなければ知的財産権に関する申立てが発生しなかったかまたは回避できた場合。

9.3 知的財産権に関する申立ての軽減

製品が知的財産権に関する申立てまたはその他の第三者の知的財産権の侵害にかかる請求の対象となった場合またはなりうるとトレンドマイクロが判断した場合、トレンドマイクロはその裁量により次の措置をとることができるものとします。(a) 本契約に基づき製品を継続して使用する権利を取得してお客様に提供すること。(b) 製品を修正し、知的財産権に関する申立ての対象とならないようにしつつ修正前の製品と実質的に同等の機能を維持すること

トレンドマイクロは、(a)および(b)のいずれについても商業上合理的に実行できないとトレンドマイクロが判断する場合、お客様への書面通知によって本契約を解除することができるものとし、本契約に基づきお客様が製品に関して支払った対価のうち未使用分について速やかにこれをお客様に返金します。

本条に基づく本契約の終了は、トレンドマイクロによる本契約へ違反とはみなされず、お客様は当該終了に起因したまたは関連して発生する損害、費用または逸失利益の損失を請求する権利を有するものではないことに同意するものとします。

本条は、知的財産権に関する申立てについてのトレンドマイクロのお客様に対する唯一かつ排他的な義務および責任ならびにお客様のトレンドマイクロに対する唯一かつ排他的な権利および救済措置を定めるものです。

10 一般条項

10.1 譲渡禁止・委託

お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の同意なしに、本契約の全部または一部を譲渡または委任したり、本契約に基づくお客様の権利を再許諾したりしないものとします。そのような同意なしに行われた譲渡、委任、または再許諾は無効とされます。お客様は、トレンドマイクロがお客様の事前の同意なしに本契約をトレンドマイクロの関連会社に譲渡することができることに同意するものとします。この場合、本契約は承継人および譲受人を拘束するとともにその利益のために効力を生じるものとします。

また、トレンドマイクロは、トレンドマイクロの関連会社または委託先にトレンドマイクロの本契約における義務の履行を委任したりすることができることに同意するものとします。この場合、トレンドマイクロは、トレンドマイクロの関連会社または委託先に対して本契約において自己が負う義務と同等の義務を課するとともにそれらの者による当該義務の履行についてその責任を負うものとします。

10.2 解釈

本契約における各条項の見出しは便宜上のものであり、本契約の解釈に影響を与えるものではありません。

10.3 権利放棄の禁止

いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項の権利を行使しなかった場合でも、当該条項の現在または将来の放棄とみなされるものではなく、また、当該条項を行使する将来の当事者の権利を制限するものでもありません。権利放棄が効力を持つためには、該当する条項と放棄される行為または不作為を明記した書面で行い、両当事者の代表者が当該書面に署名または記名押印する必要があります。

10.4 輸出

本契約に関する製品ならびにこれに関連する技術データおよびサービス（総称して「管理技術」といいます）へのアクセス、使用、輸出または再輸出には、お客様、お客様の関連会社、委託先または実利用者による管理技術の輸出（「みなし輸出」および「みなし再輸出」規制を含みます）および輸入に関する適用法令が適用されます。お客様は次の事項に同意するものとします。

- ① 各製品は、地理的位置に関わらずお客様、お客様の関連会社、委託先、またはその実利用者がその裁量によりアクセスすることができ、また、製品、お客様の関連会社、委託先、または実利用者との間で、お客様データを転送またはその他の方法で移転できるように設計されていること
- ② お客様は、お客様、お客様の関連会社、委託先および実利用者による管理技術のデプロイ、転送または再輸出のための必要なライセンス、許可または承認を得ることを含め、管理技術へのアクセス、使用、輸出、輸入および再輸出に関する適用法令の遵守について単独で責任を負うこと
- ③ お客様は、実利用者のアカウントの承認および管理、ならびに製品に関連したお客様データの地理的移転について単独の責任を負うこと

お客様は、お客様、お客様の関連会社、委託先、および実利用者が、禁輸措置または適用される貿易制裁の対象となる国または地域の支配下になく、その国または地域に所在する者または国民ではないこと、ならびに適用法で定義される禁止される人物または事業体ではないことを、トレンドマイクロに表明し保証するものとします。

10.5 お客様への通知

トレンドマイクロは、次の通知をおこなう場合があります。(a) お客様のアカウントに関連付けられた有効なメールアドレスがある場合、当該アドレスにメッセージを送信することにより、法的な通知を送付すること (b) トレンドマイクロの Web サイトに掲載することにより、製品またはサポートに関する通知を行うこと。トレンドマイクロの Web サイトに掲載された製品またはサポートに関する通知は、その掲載を行った時点で有効となり、法的通知は、トレンドマイクロがメールを送信した時点でその送信の証左がある場合に有効になります。 お客様のメールアドレスを最新の状態に保つことは、お客様の責任です。

10.6 電子通信への同意

トレンドマイクロおよびお客様は、本契約に関するすべてのコミュニケーション、通知および文書が電子メールやその他のデジタル手段を含む電子的な手段により送信される場合があることに同意します。各当事者は、電子形式での通信の受領に同意するとともに、これらの通信が書面で提供された場合と同等の法的効力を有することに同意します。両当事者はまた、電子署名が手書きの署名と同等の有効性と拘束力を有するものとみなされ、適用法の対象となることを合意します。

10.7 分離可能性

両当事者は、本契約のいずれかの条項の執行不能または無効が、本契約の他の部分の執行可能性または有効性を損なうものではないことに同意するものとします。本契約のいずれかの条項が、本契約の準拠法に抵触する場合、または当該条項の全部または一部が当事者を管轄する裁判所によって執行不能または無効とされた場合、当該条項は、当該条項を有効かつ執行可能とするために必要な最小限の範囲で、かつ、可能な限り両当事者の当初の意図を反映するために、再表明されたものとみなされるものとします。

10.8 不可抗力

両当事者は、次に掲げる不可抗力免責事象（ただしこれらに限定されません）に起因する本契約上の義務の履行遅滞または不履行については本契約に対する違反とみなされないことに同意します。宣戦布告されたまたは宣戦布告されていない戦争、テロ、サボタージュ、犯罪行為、武力紛争、当局または政府の措置、伝染病またはパンデミック、地震、火災、洪水、サイバー攻撃、ネットワーク侵入、「ゼロデイ」の脅威または攻撃、私的または国家主体によるハッキング、サービス拒否攻撃、またはその他の悪意のある行為、通信/インターネットの混雑、速度低下、または停止、トレンドマイクロが所有、管理、および責任の及ばないハードウェア、ソフトウェア、またはサービスに関連するコンピュータ、ネットワーク、またはシステムの障害または遅延、または労働ストライキ、禁輸、またはボイコット。トレンドマイクロは、(a) 不可抗力免責事象の影響を軽減し、(b) そのような不可抗力について文書により通知するための商業合理的な措置を講じるものとします。ただし、本条は、通常の障害復旧手順に従い合理的な措置を講じる義務を免除するものではありません。いかなる状況においても、不可抗力の事象は、関連する銀行の電信システムの障害、またはお客様が他の方法で利用可能な資金へのアクセスを奪う銀行システムのその他の障害につながる限り、お客様の支払い義務を免除するものではありません。

10.9 サプライヤー行動規範

トレンドマイクロは、違法、非倫理的、または詐欺的な活動に一切関与せず事業を行うことを約束します。トレンドマイクロは、違法、詐欺的、または非倫理的な行為の迅速な報告を含め、トレンドマイクロのサプライヤー行動規範に記載されている最低限の倫理的および専門的基準に準拠した方法で行動することをお客様に対して保証します。トレンドマイクロのサプライヤー行動規範は、お客様の要望に応じて提供されます。

10.10 独立の当事者であること

本契約のいかなる条項も、トレンドマイクロおよびお客様の間において代理関係、パートナーシップ関係、または合併事業関係を創出ま

たは確立することを意図したものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。トレンドマイクロおよびお客様は、そのような関係を明示的に否認し、本契約に基づく独立した契約者としてのみ行動していることに同意するとともに、本契約に明示的に記載されていない特別または黙示的な義務を負わないことに同意するものとします。また、いずれの当事者も、他方当事者またはその関連会社の代理人として行動する権限、または他方当事者またはその関連会社に代わって、または他方当事者の名義で義務を負う権限を有しません。

10.11 第三者受益者の不在

本契約は、(i)トレンドマイクロおよびお客様の間でのみ、トレンドマイクロおよびお客様の利益のために締結され、トレンドマイクロまたはお客様によってのみ行使され、第三者は、現在または将来制定される法令によるかまたはその他の方法によって生じるかにかかわらず、本契約に基づくいかなる権利も有しないものとします。また、(ii)当事者の従業員、独立コンサルタント、代理人、サプライヤー、および関連会社を含む第三者のために、または第三者を代理して、明示または黙示を問わず、いかなる権利、救済、利益、請求または訴訟原因を生じさせるとみなされるものではなく、また、いかなる第三者に対しても、その他の義務や責任を生じさせるとみなされるものではありません。

11 準拠法および裁判管轄

本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 1 製品別付帯条件

本別紙に記載の製品については、本契約の定めに従って以下の条件が適用されます。本契約と本別紙の定めが矛盾する場合、本別紙の以下の定めが優先して適用されます。

製品	適用範囲	許諾範囲	権利の許諾の条件
TrendAI Managed XDR	—	—	別紙 2 適用条件書「TrendAI Managed XDR 向け適用条件」が適用されます。
TrendAI Service One	—	—	別紙 2 適用条件書「TrendAI Service One 向け適用条件」が適用されます。
Trend Threat Intelligence Feed for Service Provider	—	—	別紙 2 適用条件書「Trend Threat Intelligence Feed for Service Provider 向け適用条件」が適用されます。
Trend Micro Portable Security	—	お客様は、一時的なセキュリティチェックを目的とする場合、以下のコンピュータまたは機器等において本契約の定めに基づき製品を使用することができます。 ① お客様が製造または出荷する/したコンピュータまたは機器等 ② お客様が自己所有する（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）コンピュータまたは機器等 ③ お客様が管理権を有する敷地内に持ち込まれるコンピュータまたは機器等	① 「Trend Micro Portable Security」の USB メモリ上で、トレンドマイクロによる出荷時と同じパーティションで使用するものとします。 ② 以下の製品はスタンダードサポート契約の更新はできません。 「Trend Micro Portable Security 2 3 年版」、「Trend Micro Portable Security 2 5 年版」、「Trend Micro Portable Security 3 Standard Edition 3 年版」、「Trend Micro Portable Security 3 Standard Edition 5 年版」、「Trend Micro Portable Security 3 Lite Edition 3 年版」、「Trend Micro Portable Security 3 Lite Edition 5 年版」、「Trend Micro Portable Security 3 Pro Edition 3 年版」および「Trend Micro Portable Security 3 Pro Edition 5 年版」
Trend Micro USB Security	—	—	① USB ストレージの 1 USB ストレージ上で、USB ストレージの製品出荷時と同じパーティションで使用するものとします。 ② 本製品にかかるサポートサービスの提供は、ソフトウェアのアップデート機能を有効に設定にし、かつ、USB ストレージの製造元が、USB ストレージ向けに提供する最新のファームウェアを適用しているお客様に対してのみ、USB ストレージの製造元とお客様が合意したサポートサービス有効期間中、各種パターンファイルのアップデートサービスのみを提供します。
Trend Micro NAS Security	—	—	① 本製品は、本契約に同意した日から最長 5 年間（以下「使用期間」といいます）を超えて使用することはできません。 ② 本製品にかかるサポートサービスの提供は、ソフトウェアのアップデート機能を有効に設定にし、かつ、NAS の製造元が、NAS 向けに提供する最新のファームウェアを適用しているお客様に対してのみ、NAS の製造元とお客様が合意したサポートサービス有効期間中、各種パターンファイルのアップデートサービスのみを提供します。
・ TrendAI Control Manager ・ TrendAI Apex Central	—	お客様は、本製品をお客様の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環としてライセンス製品を利用することができます。	① お客様は、お客様の顧客に本契約が適用されることについてその同意を得る責任を負うとともに、本契約所定の条件に対するお客様の顧客の違反が当該条件に対するお客様の違反とみなされることに同意するものとします。 ② 本製品の管理対象になる製品は、スタンダードサポート契約期間が有効でなければなりません。

製品	適用範囲	許諾範囲	権利の許諾の条件
・TrendAI ServerProtect for NetApp FAS ・TrendAI Deep Discovery Inspector Basic Service ・TrendAI ServerProtect for Storage on NetApp	—	サポートサービス 1. ライセンス製品については販売店より販売店所定のユーザサポートサービスが提供され、トレンドマイクロはお客様に対する直接のユーザサポートサービスを提供しません。お客様は、ライセンス製品の機能を利用するためトレンドマイクロ所定のユーザ登録をする必要があります。 2. お客様は、前項記載のユーザ登録の内容に変更が生じた際には、トレンドマイクロに対し遅滞なく届出を行うものとします。	—
・EdgeFire ・EdgeIPS ・EdgeIPS Pro ・OT Defense Console ・Trend Micro EdgeOne	—	サポートサービス 1. トレンドマイクロは、トレンドマイクロが定める手続に従ってユーザ登録を行ったお客様に対し、Web サイト「法人向けスタンダードサポートサービス」記載のユーザサポートサービス（以下「スタンダードサポート」といいます）を提供いたします。 なお、お客様は、トレンドマイクロがお客様のリクエストに因らずトレンドマイクロの判断によりスタンダードサポートを提供する場合があることに同意するものとします。ただし、販売店より販売店所定のユーザサポートサービスが提供されるお客様に対しては、トレンドマイクロはスタンダードサポートを提供しません。その場合であってもお客様は、ライセンス製品の機能を利用するためトレンドマイクロ所定のユーザ登録をする必要があります。 2. お客様は、前項記載のユーザ登録の内容に変更が生じた際は、トレンドマイクロに対し遅滞なく届出を行うものとします。	—
・TXOne StellarProtect ・TXOne StellarEnforce + AV ・TXOne StellarEnforce ・TXOne StellarEnforce 無期限版 ・TXOne Stellar Standard ・TXOne Stellar Lockdown 無期限版 ・TXOne Stellar Lite ・Trend Micro Safe Lock スタンダード for Client OS ・Trend Micro Safe Lock スタンダード for Server OS ・Trend Micro Safe Lock ライト for Client OS ・Trend Micro Safe Lock ライト for Server OS ・Trend Micro Safe Lock TXOne Edition スタンダード for Client OS ・Trend Micro Safe Lock TXOne Edition スタンダード for Server OS ・Trend Micro Safe Lock TXOne Edition ライト for Client OS ・Trend Micro Safe Lock TXOne Edition ライト for Server OS	—	ライセンス製品の使用に関するお客様の契約期間は、別途本契約の定めに従い終了される場合を除き、ライセンス証書または Customer Licensing Portal に記載される期間 とします。ただし、ライセンス製品のうち Trend Micro Safe Lock シリーズおよび Trend Micro Safe Lock TXOne Edition シリーズを使用するお客様は、お客様とトレンドマイクロが別途合意したスタンダードサポート契約期間中、および当該期間後はスタンダードサポート契約の契約終了日までにトレンドマイクロと別途有償にてスタンダードサポート契約を更新することによって引き続き、スタンダードサポートの提供を受けることができます。また、Trend Micro Safe Lock シリーズ、Trend Micro Safe Lock TXOne Edition シリーズ、TXOne StellarEnforce 無期限版ならびに TXOne Stellar Lockdown 無期限版については、別途本契約の定めに従い終了される場合を除き、お客様が製品を利用されている限り本契約に定める条件が適用されるものとします。ただし、サポートが終了した製品の利用に際しては、お客様は一定のセキュリティリスクが内在することを認識するとともに、お客様自身の責任とリスクにおいて当該製品を利用するものとします。	—
TippingPoint	—	サポートサービス 1. ライセンス製品については販売店より販売店所定のユーザサポートサービスが提供され、トレンドマイクロはお客様に対する直接のスタンダードサポートを提供しません。 2. トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートを提供する義務を負わないものとします。 (a) ライセンス製品のサブスクリプションライセンス契約または年間サポート契約が有効期間にないお客様 (b) ライセンス製品を、トレンドマイクロ所定のハードウェア以外で使用しているお客様	—

製品	適用範囲	許諾範囲	権利の許諾の条件
TrendAI エデュケーションパック (共通)	お客様が「学校」である場合	お客様は、以下におけるセキュリティ対策を目的とする場合、以下のコンピュータまたは機器等において本契約の定めに基づき製品を使用することができます。 ① お客様の学校（以下「学校」といいます）が自己所有するハードウェア（学校が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）または自己が使用权を有するクラウドサービス上の専用仮想領域 ② 学校または学校を管轄する行政機関と雇用関係にある教職員、学校に籍を有する生徒または当該生徒の保護者（以下総称して「関係者」といいます）が所有しかつ学校がその学内ネットワークへの接続を認めるハードウェア（携帯端末を含む。）	① お客様は、関係者に本契約が適用されることについてその同意を得る責任を負うとともに、本契約所定の条件に対する関係者の違反が当該条件に対するお客様の違反とみなされることに同意するものとし ② お客様は、関係者の異動、退職、転校または卒業等の事由により学校または学校を管轄する行政機関の管理外となる場合、当該関係者のハードウェアから本製品のアンインストールを促すものとし、管理外となった日より管理外ハードウェアに本製品を再インストールすることおよびアップグレードを行うことはできないものとします。
TrendAI 教育委員会とりまとめ用エデュケーションパック（共通）	お客様が「教育委員会」である場合	お客様は、以下におけるセキュリティ対策を目的とする場合、以下のコンピュータまたは機器等において本契約の定めに基づき製品を使用することができます。 ① お客様の管轄する教育機関が自己所有するハードウェア（お客様の管轄する教育機関が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）または自己が使用权を有するクラウドサービス上の専用仮想領域 お客様の管轄する教育機関に勤務する教職員、お客様の管轄する教育機関に籍を有する生徒および当該生徒の保護者（以下総称して「関係者」といいます）が所有しかつお客様の管轄する教育機関がその学内ネットワークへの接続を認めるハードウェア（携帯端末を含む。）	① お客様は、関係者に本契約が適用されることについてその同意を得る責任を負うとともに、本契約所定の条件に対する関係者の違反が当該条件に対するお客様の違反とみなされることに同意するものとし ② お客様は、関係者の異動、退職、転校または卒業等の事由により学校または学校を管轄する行政機関の管理外となる場合、当該関係者のハードウェアから本製品のアンインストールを促すものとし、管理外となった日より管理外ハードウェアに本製品を再インストールすることおよびアップグレードを行うことはできないものとします。
TRSL アカデミック版（共通）	お客様が、学校またはこれに準じる教育機関（以下「学校」といいます）もしくはそれらを管轄する教育委員会（以下「教育委員会」といいます）である場合	お客様は、以下におけるセキュリティ対策を目的とする場合、以下のコンピュータまたは機器等において本契約の定めに基づき製品を使用することができます。 ① お客様が管轄する学校ならびにお客様の付属機関の教職員、学校に籍を有する生徒、当該生徒の保護者またはその他の所属員（以下総称して「関係者」といいます）が所有し、お客様の学内ネットワークに接続する権限を有するハードウェア	① お客様は、関係者に本契約が適用されることについてその同意を得る責任を負うとともに、本契約所定の条件に対する関係者の違反が当該条件に対するお客様の違反とみなされることに同意するものとし ② お客様は、関係者の異動、退職、転校または卒業等の事由により学校または学校を管轄する行政機関の管理外となる場合、当該関係者のハードウェアから本製品のアンインストールを促すものとし、管理外となった日より管理外ハードウェアに本製品を再インストールすることおよびアップグレードを行うことはできないものとします。

製品	適用範囲	許諾範囲	権利の許諾の条件
・ TrendAI Cloud App Security for K-12 ・ TrendAI Web Security as a Service for K-12 ・ TrendAI SaaS Endpoint Security for K-12	お客様が、学校またはこれに準じる教育機関（以下「学校」といいます）もしくはそれらを管轄する教育委員会（以下「教育委員会」といいます）である場合	- お客様は、以下におけるセキュリティ対策を目的とする場合、以下のコンピュータまたは機器等において本契約の定めに基づき製品を使用することができます。 ① お客様が自己所有するハードウェア（が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）または使用するクラウドサービス ② お客様が管轄する学校ならびにお客様の付属機関における教職員、学校に籍を有する生徒またはその他の所属員（以下総称して「関係者」といいます）が所有するハードウェアまたは使用するクラウドサービス ③ 関係者が保有し、お客様がお客様の教育委員会内ネットワークへの接続を認めるハードウェアまたはお客様の管轄する教育機関がその学内ネットワークへの接続を認めるハードウェア（携帯端末を含む） - お客様は、「TrendAI Web Security as a Service for K-12」、「TrendAI SaaS Endpoint Security for K-12」について、有効な契約期間中にあるライセンス数の 20% を上限として、システム移行の目的または電源が入っていないインターネットに接続されていない予備機器へのインストールを目的とする場合に限り、商業的に合理的な数量/期間において製品を別途トレンドマイクロが定めるハードウェア環境において使用することができます。	① お客様は、関係者に本契約が適用されることについてその同意を得る責任を負うとともに、本契約所定の条件に対する関係者の違反が当該条件に対するお客様の違反とみなされることに同意するものとします。 ② お客様は、関係者の異動、退職、転校または卒業等の事由により学校または学校を管轄する行政機関の管理外となる場合、当該関係者のハードウェアから本製品のアンインストールを促すものとし、管理外となった日より管理外ハードウェアに本製品を再インストールすることおよびアップグレードを行うことはできないものとします。 ③ 「TrendAI Web Security as a Service for K-12 RM」、「TrendAI SaaS Endpoint Security for K-12 RM」をお客様が管轄する学校ならびにお客様の付属機関における関係者に使用させる場合、お客様は、トレンドマイクロ所定の手続きに従い、当該お客様が管轄する学校ならびにお客様の付属機関の名称等を報告するものとします。
TrendAI Campus Agreement	お客様が「大学」である場合	お客様は、以下におけるセキュリティ対策を目的とする場合、以下のコンピュータまたは機器等において本契約の定めに基づき製品を使用することができます。 ① お客様の大学が自己所有するハードウェア（お客様の大学が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）またはお客様の大学が使用权を有するクラウドサービス上の専用仮想領域 ② お客様の大学に付属する教育機関、お客様の大学またはお客様の大学と雇用関係にある教職員、お客様の大学に籍を有する学生、付属教育機関に籍を有する生徒および当該生徒の保護者（以下総称して「関係者」といいます）が所有しかつお客様の大学がお客様の学内ネットワークへの接続を認めるハードウェア	① お客様は、関係者に本契約が適用されることについてその同意を得る責任を負うとともに、本契約所定の条件に対する関係者の違反が当該条件に対するお客様の違反とみなされることに同意するものとします。 ② お客様は、関係者の異動、退職、転校または卒業等の事由により学校または学校を管轄する行政機関の管理外となる場合、当該関係者のハードウェアから本製品のアンインストールを促すものとし、管理外となった日より管理外ハードウェアに本製品を再インストールすることおよびアップグレードを行うことはできないものとします。
クラウドサービス向け TrendAI Campus Agreement ・ TrendAI Campus Agreement for SaaS Endpoint ・ TrendAI Campus Agreement for CAS	お客様が「大学」である場合	お客様は、以下におけるセキュリティ対策を目的とする場合、以下のコンピュータまたは機器等において本契約の定めに基づき製品を使用することができます。 ① お客様の大学が自己所有するハードウェア（お客様の大学が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）またはお客様の大学が使用权を有するクラウドサービス上の専用仮想領域 ② お客様の大学に付属する教育機関、お客様の大学またはお客様の大学と雇用関係にある教職員、お客様の大学に籍を有する学生、付属教育機関に籍を有する生徒および当該生徒の保護者（以下総称して「関係者」といいます）が所有しかつお客様の大学がお客様の学内ネットワークへの接続を認めるハードウェア	① お客様は、関係者に本契約が適用されることについてその同意を得る責任を負うとともに、本契約所定の条件に対する関係者の違反が当該条件に対するお客様の違反とみなされることに同意するものとします。 ② お客様は、関係者の異動、退職、転校または卒業等の事由により学校または学校を管轄する行政機関の管理外となる場合、当該関係者のハードウェアから本製品のアンインストールを促すものとし、管理外となった日より管理外ハードウェアに本製品を再インストールすることおよびアップグレードを行うことはできないものとします。

製品	適用範囲	許諾範囲	権利の許諾の条件
・TrendAI Client/Server Suite ・TrendAI Client/Server Suite Premium ・TrendAI Client/Server Suite Premium for TEC ・TrendAI Deep Security Virtual Patch CPU base ・EA-Pack (各製品共通) ・TrendAI Protection for Windows (旧ウイルスバスター コーポレートエディション サーバ版+ServerProtect 及びアドバンス版) ・TrendAI Server Protection for Windows ・TrendAI ServerProtect for EMC Celerra エントリーNA ・TrendAI ServerProtect for EMC Tier3 ・TrendAI ServerProtect for EMC Tier4 ・TrendAI ServerProtect for Linux ・TrendAI ServerProtect for Linux ・TrendAI ServerProtect for NetApp FASServerProtect for EMC (旧製品名 ServerProtect for EMC Celerra) ・TrendAI ServerProtect for Storage on NetApp ・TrendAI Apex One ・TrendAI Apex One DLP Option ・TrendAI Apex One DLP Option ・TrendAI Apex One Endpoint Sensor ・TrendAI Apex One Endpoint Sensor ・TrendAI Campus Agreement for EDR ・TrendAI Campus Agreement for Endpoint (旧製品名 TrendAI Campus Agreement) ・TrendAI Campus Agreement for Messaging Security ・TrendAI Campus Agreement for Web Security ・TrendAI Deep Security Advance ・TrendAI Deep Security Advance for VDI ・TrendAI Deep Security Advance for VDI (Client/Server Suite Premium ユーザ用) ・TrendAI Deep Security Agent Enterprise ・TrendAI Deep Security Agent System Security ・TrendAI Deep Security Agent Virtual Patch ・TrendAI Deep Security Agent ウィルス対策 ・TrendAI Deep Security AntiVirus for VDI ・TrendAI Deep Security AntiVirus for VDI (Client/Server Suite Premium ユーザ用) ・TrendAI Deep Security Enterprise Suite ・TrendAI Deep Security for Hyper-V ・TrendAI Deep Security for PCI DSS ・TrendAI Deep Security MAX ・TrendAI Deep Security Virtual Appliance Advance ・TrendAI Deep Security Virtual Appliance Advance vShield Endpoint Bundle ・TrendAI Deep Security Virtual Appliance AntiVirus vShield Endpoint Bundle ・TrendAI Deep Security Virtual Appliance AntiVirus ・TrendAI Deep Security Virtual Appliance Enterprise ・TrendAI Deep Security Virtual Appliance Standard ・TrendAI Deep Security Virtual Appliance System Security ・TrendAI Deep Security Virtual Appliance Virtual Patch ・TrendAI Deep Security Virtual Appliance ウィルス対策	—	お客様は、スタンダードサポート契約期間内において、ライセンス証書または Customer License Portal 記載のライセンス数を上限として、システム移行の目的に限り、商業的に合理的な数量/期間において製品のコピーを別途トレンドマイクロが定めるハードウェア環境において使用する権利を有するものとします。	—

製品	適用範囲	許諾範囲	権利の許諾の条件
・TrendAI Deep Security Virtual Patch ・TrendAI Deep Security 仮想パッチ/ウイルス対策 ・TrendAI Mobile Security アドバンス ・TrendAI Mobile Security スタンダード ・ウイルスバスター Corp.Client ・TrendAI ウイルスバスター コーポレートエディション Plus ・TrendAI ウイルスバスター ビジネスセキュリティ ・TrendAI ウイルスバスター ビジネスセキュリティ 5 ユーザ版/10 ユーザ版/15 ユーザ版/25 ユーザ版			
ウイルスバスター (同梱・個人消費者向け製品)	製品に同梱されている場合	本規約に基づき提供される製品のシリアル番号（法人利用向け）を利用しての個人消費者向け製品「ウイルスバスター」を使用する場合、本契約の内容が適用されるものとします（ウイルスバスターに通常適用される個人消費者向けの使用許諾契約書は適用されません。）	① お客様が教育委員会である場合、お客様が管轄する教育機関が自己所有するハードウェアにおいてのみ本製品を利用できるものとします。 ② InterScan WebManager エデュケーションパックにおいては本製品は利用できません。

TrendAI Managed XDR 向け適用条件

ご利用前に必ずお読みください。

1. MXDR、期間、定義

1.1 MXDR

TrendAI Managed XDR（以下「MXDR」といいます。トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書においては「製品」といいます。）は、トレンドマイクロが MXDR を提供するにあたって必要な所定の対象製品に対する追加料金をもって、トレンドマイクロがお客様に対して提供するサービスガイドブック所定のサービスです。MXDR は、対象製品利用中のどの時点においても購入することができるオプションサービスであり、サービスガイドブックに基づき提供されます。

1.2 MXDR の期間

MXDR は、証書に記載される 1 年のサブスクリプション期間中に提供されます。MXDR が発注されてトレンドマイクロが受注した以降は解約または払い戻しを受けることはできません。お客様が必要となる対象製品をデプロイ、インストール、または設定しなかったとしても当該 MXDR の期間は延長されません。

1.3 MXDR に関する完全合意

MXDR に関するトレンドマイクロとお客様との間で適用される合意については、以下の順で優先適用されます。

(a) MXDR の証書が発行された日時点で有効なトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書

(b) MXDR に適用される本条件書

(c) MXDR に適用されるサービスガイドブックおよびその他の各ドキュメンテーション

ただし、下位の文書であっても、その上位文書において修正または置き換えられる条文を具体的に参照することで、当該上位文書を修正することができるものとし、修正された内容はその下位文書の目的においてのみ有効であるものとします。

1.4 定義

トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書に規定された定義のほか、本条件書、サービスガイドブックおよび各ドキュメンテーションにおいて使用される用語の定義は以下のとおりとします。なお、トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書に規定される定義が本書にも記載されている場合、MXDR に適用するトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書においては、本条件書に記載される定義を優先して適用するものとします。

「証書」とは、本書に基づきお客様が購入した MXDR についてトレンドマイクロより発行される権利を確認する書面（電子的方法によるものを含みます）を意味します。証書およびトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書（ドキュメンテーションを含む）をもって、本書に基づき購入された MXDR に関してトレンドマイクロとお客様との間の完全な合意が形成されるものとします。お客様は、MXDR にかかる自己の権利の証明として証書を保持する必要があります。証書は、ライセンス証書と呼ばれる場合があります。

「お客様のネットワーク」とは、トレンドマイクロが MXDR を提供するにあたってアクセスするお客様の情報技術ネットワーク、システム、端末、資産、ファイル、情報、データおよび対象製品を意味します。

「サイバー脅威データ」とは、マルウェア、スパイウェア、ウイルス、ワーム、トロイの木馬、ランサムウェア、その他のお客様が望まない悪意ある有害なコードやファイル、および IP アドレス、悪意のあるドメインや URL、DNS データ、ネットワークテレメトリ、コマンド、実行バイナリファイル、マクロ、スクリプト、プロセスまたはテクニック、メタデータ、その他前記に関連する情報またはデータで、何者かによる不正侵入または第三者による攻撃に関連する可能性があり、かつ、(a) お客様が MXDR に関連してトレンドマイクロに提供した情報 (b)トレンドマイクロが MXDR を提供する過程でアクセス、収集、発見した情報を意味します。ただし、かかる情報またはデータのうち、お客様を特定するかまたは適用法により規制される個人データに該当する部分は除くものとします。なお、サイバー脅威データは、本書における秘密情報および第三者データには該当しません。

「サービスガイドブック」とは、MXDR の具体的なサービス内容および範囲を定める専用のサービスガイドブックを意味します。サービスガイドブックは、トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書の定めに基づくドキュメンテーションのひとつです。

「トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書」とは、証書に記載の MXDR 購入日時点で有効なトレンドマイクロが公開するトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書を意味し、当該トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書は、購入されたサービスに関する両当事者の権利および責任について定めるものです。

「ドキュメンテーション」とは、サービスガイドブックを含むその他の各ドキュメンテーションを意味します。

「MXDR」とは、トレンドマイクロが提供する MXDR サービスを意味します。対象製品をデプロイすることでお客様は MXDR を購入することができます。

「第三者データ」とは、第三者に属するか、第三者に関連するか、第三者が適用法に基づき開示または処理を承認、制限、管理または止める権利を有する、ファイル、情報またはデータを意味します。なお、第三者データには、いかなるサイバー脅威データも含まれません。

「対象製品」とは、トレンドマイクロが MXDR を提供するために、お客様が購入し、調達し、主体的にデプロイする必要のある別売りのトレンドマイクロの製品またはサービスならびに AWS Marketplace 調達製品を意味します。ただし、お客様が AWS Marketplace において Credits を調達する場合には、Credits を用いてお客様が使用するトレンドマイクロの製品またはサービスを意味します。

「AWS Marketplace 調達製品」とは、トレンドマイクロの子会社で米国法人の Trend Micro Incorporated（以下「トレンドマイクロ US」といいます）が AWS Marketplace (<https://aws.amazon.com/marketplace>) にて提供する製品またはサービスであって、サービスガイドブックに定めるものを意味します。

「作業成果物」とは、すべての成果物、データ、情報、レポート、著作物、資料、発明および発見であって、(a) サービスまたはそのパイロット版の開始前にトレンドマイクロまたはその関連会社もしくはトレンドマイクロに権利許諾する第三者のライセンサーが所有または権利許諾されていたもの (b) MXDR の提供中にトレンドマイクロが開発、取得、考案または実用化したもの (c) MXDR の一部またはその提供過程における前記のいずれかに対する修正、強化または派生物ならびにこれらに含まれる知的財産権を意味します。作業成果物には、トレンドマイクロが MXDR を提供する過程で発見した攻撃型 IP アドレス、悪意あるドメイン、URL などのサイバー脅威データの特定、ならびに検出、識別、遮断、削除、改善または解決が含まれますがこれらに限られません。なお、作業成果物にはお客様の秘密情報は含まれません。

2. 対象製品

対象製品に関するソフトウェアライセンスまたは使用権は、MXDR の提供を受けるにあたって、対象製品について適用されるトレンドマイクロまたはトレンドマイクロ US 発行の使用許諾契約またはサービス利用規約に基づき、MXDR 期間中に常に有効なライセンスを有するとともにサポートサービス期間が有効であるか、または MXDR 提供期間中に有効なサービス期間中である必要があります。なお、お客様は MXDR にサポートされる対象製品の最新のバージョンおよび構成のライセンスを取得し、デプロイすることに同意します。

3. 必要なアクセス権

トレンドマイクロが MXDR を提供するにあたっては、お客様は、トレンドマイクロが指定するお客様のネットワークへのアクセスをトレンドマ

イクロに対して提供する必要があります。お客様は、自己の費用と責任において、当該アクセスに必要なライセンス、権利または承認等を必要に応じて第三者より取得し、トレンドマイクロが MXDR を提供するに際してお客様のネットワークへアクセスし利用するのに十分なライセンス、権利または承認をトレンドマイクロに提供するものとします。お客様が、トレンドマイクロに対して適時に適切に前記のようなアクセス権を提供しない場合、トレンドマイクロはお客様に対して有効な MXDR を提供する義務を負いません。

4. 必要な承認

お客様は、トレンドマイクロが MXDR を提供するためには、お客様に対し、トレンドマイクロの指定または要求するお客様のマネジメント、技術的な決裁または承認を求める場合があることを確認するものとします。お客様が適時適切なマネジメント、決裁または承認をトレンドマイクロに対して与えない場合、トレンドマイクロはお客様に対して有効な MXDR を提供する義務を負いません。

お客様は、MXDR 提供の目的の範囲に限り、トレンドマイクロがトレンドマイクロ US より AWS Marketplace 調達製品の利用にかかるお客様の お客様データの提供を受ける場合があります、その場合はトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書および本条件書の定めに従いトレンドマイクロがこれらを取り扱うことに同意するものとします。

5. 知的財産権

5.1 作業成果物の所有権

すべての作業成果物およびこれに関連する知的財産権は、トレンドマイクロ、その関連会社およびトレンドマイクロに権利許諾するライセンサまたはサプライヤーの独占的な財産です。本契約において明示的にお客様に許諾されない作業成果物に関する権利はトレンドマイクロに留保されるものとし、お客様は作業成果物に関してその他一切の権利を有しないものとします。本契約は、トレンドマイクロの既存のまたは将来の特許その他の知的財産権における権利の許諾を与えるものではなくそのようにみなされることもありません。トレンドマイクロは作業成果物の不正な使用を防止するためにあらゆる合理的な措置を講じる権利を留保します。

5.2 作業成果物にかかるトレンドマイクロからの権利許諾

トレンドマイクロはお客様に対し、トレンドマイクロが MXDR の一環としてお客様に提供した作業成果物をお客様の内部業務利用の目的のためにおいてのみ使用または合理的な数の複製を行うための非独占的、無償、再許諾不可および譲渡不可の権利を許諾します。

5.3 お客様からの権利許諾

お客様はトレンドマイクロに対し、MXDR における(a)作業成果物(b)検出、識別、遮断、削除、修復または解決または(c)対象製品またはお客様のネットワーク内に配備されたトレンドマイクロのツールまたはエージェントによりお客様のネットワークから取得されるすべてのログとデータに関連してお客様が提供または利用可能とした、またはトレンドマイクロが学習または観察したすべてのデータおよび情報について、一切の業務目的における使用、複製、配布、表示、派生物の生成、第三者への開示にかかる、非独占的、無償、再許諾可能、譲渡可能な権利を許諾するものとします。適用法に基づく場合を除き、トレンドマイクロは本条に基づいてトレンドマイクロに許諾されたデータおよび情報を第三者への開示するに際してはお客様が特定されないような措置をとるものとします。

6. インストールと構成 – お客様の責任

お客様は、トレンドマイクロが MXDR を提供するために必要とされるすべてのデータおよび情報を、トレンドマイクロが指定する形式、フォーマットおよびタイミングでトレンドマイクロに配信および送信し、またトレンドマイクロから受信するために、お客様の費用負担において、すべての対象製品およびその他のソフトウェア、ハードウェアその他の製品をインストール、設定およびセットアップするものとします。お客様がすべての対象製品、その他のソフトウェア、ハードウェアおよびその他の製品を完全かつ適正にライセンスされ、インストールまたはデプロイし、構成しない限り、トレンドマイクロはお客様に対して MXDR を提供できないことを認識し、これに同意するものとします。

7. 本条件書の変更

トレンドマイクロは、その裁量によりいつでも本書の内容を変更できるものとし、最新の内容をトレンドマイクロの Web サイトに掲載します。ただし当該変更は、有効なサブスクリプション期間中のお客様については、トレンドマイクロの Web サイト (<https://www.go-tm.jp/eula-top>) において当該変更された最新の本規約内容が掲載されてから 30 日後に有効になるものとします。従前の本書の内容はその最新版の発効によって無効となり、最新の本書の内容が適用されるものとします。お客様が変更後の条件に同意できない場合、お客様は MXDR を利用することはできません。

TrendAI Service One 向け適用条件

ご利用前に必ずお読みください。

重要：TrendAI Service One for Incident Response または TrendAI Service One Purple Teaming をご利用のお客様
お客様の利用するサービスが TrendAI Service One for Incident Response または TrendAI Service One Purple Teaming である場合、トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書および本条件書の定めにかかわらず、お客様はトレンドマイクロが Service One を提供するにあたって必要な所定の対象製品の購入を要しない場合があります。また、トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書の定めと本条件書の定めが抵触、矛盾する場合、本条件書の定めが優先して適用されます。詳細については、本条件書「6. TrendAI Service One for Incident Response の利用条件」または「7. TrendAI Service One Purple Teaming の利用条件」の内容をご確認ください。

1. Service One、期間、定義

1.1 Service One

TrendAI Service One（以下「Service One」といいます。トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書においては「クラウドサービス」といいます）は、トレンドマイクロがお客様に対して提供するサービスガイドブック所定のサービスです。Service One は、本条件書所定の一部のサービスを除き、Service One の提供のために必要な対象製品の利用のための料金の支払いを別途必要とし、どの時点においても購入することができるオプションサービスです。

1.2 Service One の期間

Service One は、証書に記載される1年のサブスクリプション期間中に提供されます。Service One が発注されてトレンドマイクロが受注した以降は解約または払い戻しを受けることはできません。お客様が必要となる対象製品をデプロイ、インストール、または設定しなかったとしても当該 Service One の期間は延長されません。

1.3 Service One に関する完全合意

Service One に関するトレンドマイクロとお客様との間で適用される合意については、以下の順で優先適用されます。

(a) Service One の証書が発行された日時点で有効なトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書

(b) Service One に適用される本条件書

(c) Service One に適用されるサービスガイドブック、SOW およびその他の各ドキュメンテーション

ただし、下位の文書であっても、その上位文書において修正または置き換えられる旨または特定の条文を具体的に参照することで、当該上位文書を修正することができるものとし、修正された内容はその下位文書の目的においてのみ有効であるものとします。

1.4 定義

トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書に規定された定義のほか、本条件書、サービスガイドブックおよび各ドキュメンテーションにおいて使用される用語の定義は以下のとおりとします。なお、トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書に規定される定義が本条件書にも記載されている場合、Service One に適用するトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書においては、本条件書に記載される定義を優先して適用するものとします。

「証書」とは、本条件書に基づきお客様が購入した Service One についてトレンドマイクロより発行される権利を確認する書面（電子的方法によるものを含みます）を意味します。証書およびトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書（ドキュメンテーションを含む）をもって、本条件書に基づき購入された Service One に関してトレンドマイクロとお客様との間の完全な合意が形成されるものとします。お客様は、Service One にかかる自己の権利の証明として証書を保持する必要があります。証書は、ライセンス証書と呼ばれる場合があります。

「お客様のネットワーク」とは、トレンドマイクロが Service One を提供するにあたってアクセスするお客様の情報技術ネットワーク、システム、端末、資産、ファイル、情報、データおよび対象製品を意味します。

「重要事象」とは、お客様に対するサイバーセキュリティ上の潜在的脅威であってお客様がデプロイした対象製品からトレンドマイクロによって特定される事象または状態を意味し、お客様による措置または分析が必要なものを意味します。対象製品がそのような潜在的脅威を自動的に遮断または是正する場合には、当該脅威は重要事象とはみなされません。

「サイバー脅威データ」とは、マルウェア、スパイウェア、ウイルス、ワーム、トロイの木馬、ランサムウェア、その他のお客様が望まない悪意ある有害なコードやファイル、および IP アドレス、悪意のあるドメインや URL、DNS データ、ネットワークテレメトリ、コマンド、実行バイナリファイル、マクロ、スクリプト、プロセスまたはテクニック、メタデータ、その他前記に関連する情報またはデータで、何者かによる不正侵入または第三者による攻撃に関連する可能性があり、かつ、(a) お客様が Service One のうちマネージド XDR サービス（以下「MXDR サービス」といいます）に関連してトレンドマイクロに提供した情報 (b) トレンドマイクロが Service One の MXDR サービスを提供する過程でアクセス、収集、発見した情報を意味します。但し、かかる情報またはデータのうち、お客様を特定するかまたは適用法により規制される個人データに該当する部分は除くものとします。なお、サイバー脅威データは、本条件書における秘密情報および第三者データには該当しません。

「サービスガイドブック」とは、Service One の具体的な各サービス内容および範囲を定める専用のサービスガイドブックを意味します。サービスガイドブックは、トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書の定めに基づくドキュメンテーションのひとつです。

「トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書」とは、Service One 購入日時点で有効なトレンドマイクロが公開するトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書を意味し、当該トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書は、購入されたサービスに関する両当事者の権利および責任について定めるものです。

「ドキュメンテーション」とは、サービスガイドブックを含むその他の各ドキュメンテーションを意味します。

「SOW」とは、サービスガイドブックに基づきトレンドマイクロとお客様との間で合意される別途の作業指示書（以下「SOW」といいます）を意味します。

「Service One」とは、トレンドマイクロが提供する Service One サービスを意味します。対象製品の購入が必要な Service One のサービスについては、対象製品をデプロイすることでお客様は Service One を購入することができます。

「第三者データ」とは、第三者に属するか、第三者に関連するか、第三者が適用法に基づき開示または処理を承認、制限、管理または止める権利を有する、ファイル、情報またはデータを意味します。なお、第三者データには、いかなるサイバー脅威データも含まれません。

「対象製品」とは、トレンドマイクロが Service One に基づくサービスを提供するために、お客様が購入し、調達し、主体的にデプロイする必要のある別売りのトレンドマイクロの製品またはサービスならびに AWS Marketplace 調達製品を意味します。ただし、お客様が AWS Marketplace において Credits を調達する場合には、Credits を用いてお客様が使用するトレンドマイクロの製品またはサービスを意味します。

「AWS Marketplace 調達製品」とは、トレンドマイクロの子会社で米国法人の Trend Micro Incorporated（以下「トレンドマイクロ US」といいます）が AWS Marketplace (<https://aws.amazon.com/marketplace>) にて提供する製品またはサービスであって、サービスガイドブックに定めるものを意味します。

「作業成果物」とは、すべての成果物、データ、情報、レポート、著作物、資料、発明および発見であって、(a) サービスまたはそのパイロット版の開始前にトレンドマイクロまたはその関連会社もしくはトレンドマイクロに権利許諾する第三者のライセンサーが所有しまたは権利許諾さ

れていたもの (b) Service One の提供中にトレンドマイクロが開発、取得、考案または実用化したもの (c) Service One の一部またはその提供過程における前記のいずれかに対する修正、強化または派生物ならびにこれらに含まれる知的財産権を意味します。作業成果物には、トレンドマイクロが Service One を提供する過程で発見した攻撃型 IP アドレス、悪意あるドメイン、URL などのサイバー脅威データの特定、ならびに検出、識別、遮断、削除、改善または解決が含まれますがこれらに限られません。なお、作業成果物にはお客様の秘密情報は含まれません。

2. 対象製品

対象製品に関するソフトウェアライセンスまたは使用権は、Service One にかかるトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書、本条件書またはドキュメンテーションのもとでは付与されていないため、Service One の提供を受けるにあたってお客様は、対象製品について適用されるトレンドマイクロまたはトレンドマイクロ US 発行の使用許諾契約またはサービス利用規約に基づき、Service One 提供期間中に常に有効なライセンスを有するとともにサポートサービス期間が有効であるかまたは Service One 提供期間中に有効なサービス期間中である必要があります。なお、お客様は Service One にサポートされる対象製品の最新のバージョンおよび構成のライセンスを取得し、デプロイすることに同意します。

3. 知的財産権

3.1 作業成果物の所有権

すべての作業成果物およびこれに関連する知的財産権は、トレンドマイクロ、その関連会社およびトレンドマイクロに権利許諾するライセンサまたはサプライヤーの独占的な財産です。本契約において明示的にお客様に許諾されない作業成果物に関する権利はトレンドマイクロに留保されるものとし、お客様は作業成果物に関してその他一切の権利を有しないものとします。本契約は、トレンドマイクロの既存のまたは将来の特許その他の知的財産権における権利の許諾を与えるものではなくそのようにみなされることもありません。トレンドマイクロは作業成果物の不正な使用を防止するためにあらゆる合理的な措置を講じる権利を留保します。

3.2 作業成果物にかかるトレンドマイクロからの権利許諾

トレンドマイクロはお客様に対し、トレンドマイクロが Service One の一環としてお客様に提供した作業成果物をお客様の内部業務利用の目的のためにのみ使用または合理的な数の複製を行うための非独占的、無償、再許諾不可および譲渡不可の権利を許諾します。

3.3 お客様からの権利許諾

お客様はトレンドマイクロに対し、Service One における(a)作業成果物(b)検出、識別、遮断、削除、修復または解決または(c)対象製品またはお客様のネットワーク内に配備されたトレンドマイクロのツールまたはエージェントによりお客様のネットワークから取得されるすべてのログとデータに関連してお客様が提供または利用可能とした、またはトレンドマイクロが学習または観察したすべてのデータおよび情報について、一切の業務目的における使用、複製、配布、表示、派生物の生成、第三者への開示にかかる、非独占的、無償、再許諾可能、譲渡可能な権利を許諾するものとし、適用法に基づく場合を除き、トレンドマイクロは本条に基づいてトレンドマイクロに許諾されたデータおよび情報を第三者への開示するに際してはお客様が特定されないような措置をとるものとし、

4. お客様の責任

4.1 情報の提供およびインストールと構成

お客様は、トレンドマイクロが Service One を提供するために必要とされるすべてのデータおよび情報を、トレンドマイクロが指定する形式、フォーマットおよびタイミングでトレンドマイクロに配信および送信し、またトレンドマイクロから受信するために、お客様の費用負担において、すべての対象製品およびその他のソフトウェア、ハードウェアその他の製品をインストール、設定およびセットアップするものとします。お客様は、SOW によって Service One が提供される場合を除き、お客様がすべての対象製品、その他のソフトウェア、ハードウェアおよびその他の製品を完全かつ適正にライセンスされ、インストールまたはデプロイし、構成しない限り、トレンドマイクロがお客様に対して Service One を提供できないことを認識し、これに同意するものとします。

4.2. 必要なアクセス権

お客様は、トレンドマイクロが Service One を提供するために必要とされるトレンドマイクロが指定するお客様のネットワークへのアクセスをトレンドマイクロに対して提供する必要があります。お客様は、自己の費用と責任において、お客様のネットワークへのアクセスに必要なライセンス、権利または承認等を必要に応じて第三者より取得し、トレンドマイクロが Service One を提供するに際してお客様のネットワークへアクセスし利用するのに十分なライセンス、権利または承認をトレンドマイクロに提供するものとします。お客様が、トレンドマイクロに対して適時に適切に前記のようなアクセス権を提供しない場合、トレンドマイクロはお客様に対して有効な Service One を提供する義務を負いません。

4.3. お客様データの取り扱い

お客様は、Service One 提供の目的の範囲に限り、トレンドマイクロがトレンドマイクロ US より AWS Marketplace 調達製品の利用にかかるお客様のお客様データの提供を受ける場合があり、その場合はトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書および本条件書の定めに従いトレンドマイクロがこれらを取り扱うことに同意するものとします。

4.4. 必要な確認

お客様は、トレンドマイクロが Service One のうち MXDR サービスを提供するためには、お客様に対し、トレンドマイクロの指定または要求するお客様のマネジメント、技術的な決裁または承認を求める場合があることを確認するものとします。お客様が適時適切なマネジメント、決裁または承認をトレンドマイクロに対して与えない場合、トレンドマイクロはお客様に対して有効な Service One の MXDR サービスを提供する義務を負いません。

5. ハイリスク環境

5.1 ハイリスク環境

対象製品は、フェールセーフまたはフォールトトレラントではなく、また、ハイリスク環境における使用について信頼性や適合性が意図、設計または検証されたものではありません。トレンドマイクロは、ハイリスク環境におけるいかなる Service One の利用に対しても、明示的または黙示的にもその適合性にかかわる保証、条件または補償を明確に否定するものとし、お客様はハイリスク環境において Service One を活用しないことに同意するものとします。トレンドマイクロは、いかなる対象製品もハイリスク環境における利用について、一切の行政機関、自主規制機関または標準設定機関もしくはその他の特定の産業または製品の認証機関による準拠テスト、認証または承認を得ているものではないことをお客様に対して通知します。ハイリスク環境下において対象製品を使用するにあたって、お客様は以下に同意するものとします。

- (1) ハイリスク環境においてお客様がデプロイしようとする対象製品について適用法により要求されるすべての認証または許可を取得し維持すること
- (2) ハイリスク環境においてお客様による対象製品および Service One の安全なデプロイと利用を確保するために必要な適切かつ必要なテスト、フェールセーフ、バックアップ、冗長性またはその他の対策を実施すること。ただし、お客様がハイリスク環境において Service One を利用するかどうかについてトレンドマイクロが調査または判断する義務はないことが、理解され、また同意されていること。ハイリスク環境における Service One の一切のデプロイまたは利用は、お客様自身の責任とリスクにおいてなされるものとし、お客様またはその関連会社が現在および将来にトレンドマイクロまたはその関連会社に対してする可能性のあるハイリスク環境におけるお客様 Service One の利用に対する損失、費用またはあらゆる種類または性質の損害に起因する請求または訴訟を取消不能な形で放棄するものとします。

トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書におけるいかなる定めも、本条に定めるお客様の責任を限定するものではありません。本条の定めは本契約の終了または失効後も存続します。

5.2 本条にかかる優先適用

トレンドマイクロおよびお客様は、本契約に基づきお客様が購入した Service One に関する限り、本条はトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書に定めるハイリスク環境の条件に優先して適用されるものとします。

6. TrendAI Service One for Incident Response の利用条件

6.1. TrendAI Service One for Incident Response に関する優先適用

Trend Threat Intelligence Feed for Service Provider 向け適用条件

ご利用前に必ずお読みください。

1. 対象サービス

1.1 対象サービス

Trend Threat Intelligence Feed for Service Provider（以下「対象サービス」といいます。トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書においては「製品」といいます）は、脅威情報の提供サービスです。対象サービスの利用にあたっては、TrendAI Vision One の利用が必要です。対象サービスは、その利用のための料金の支払いを別途必要とし、どの時点においても購入することができる TrendAI Vision One 向けに提供されるサービスです。

1.2 対象サービスの期間

対象サービスは、1年単位のサブスクリプション期間中に提供されます。対象サービスが発注されてトレンドマイクロが受注した以降は解約または払い戻しを受けることはできません。お客様が必要となる対象サービスをデプロイ、インストール、または設定しなかったとしても当該対象サービスの利用期間は延長されません。

1.3 対象サービスに関する完全合意

対象サービスに関するトレンドマイクロとお客様との間で適用される合意については、以下の順で優先適用されます。

- 対象サービス利用期間中に有効なトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書
- 対象サービスに適用される本条件書
- 対象サービスに適用されるその他の各ドキュメンテーション

但し、下位の文書であっても、その上位文書において修正または置き換えられる旨または特定の条文を具体的に参照することで、当該上位文書を修正することができるものとし、修正された内容はその下位文書の目的においてのみ有効であるものとします。

1.4 定義

トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書に規定された定義のほか、本条件書および各ドキュメンテーションにおいて使用される用語の定義は以下のとおりとします。なお、トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書に規定される定義が本条件書にも記載されている場合、対象サービスに適用するトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書においては、本条件書に記載される定義を優先して適用するものとします。

「トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書」とは、対象サービス 購入日時時点で有効なトレンドマイクロが公開するトレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書を意味し、当該トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書は、購入されたサービスに関する両当事者の権利および責任について定めるものです。

「脅威インテリジェンス」とは、対象サービスにおいて配信される脅威情報の配信データを意味します。

「API」とは、対象サービスの利用に際してトレンドマイクロより提供される対象サービスの利用に際して必要となるクラウド API を意味します。

2. 脅威インテリジェンスおよび API の権利の許諾

トレンドマイクロは、トレンドマイクロ法人向け製品使用許諾契約書の定めにかかわらず、クラウドサービスに適用される期間および有効な対象サービスの利用期間中、お客様の顧客向けサービス提供システムに取りこんでそのサービスの付加価値の向上のためにお客様の顧客向けサービスにおいて利用する目的に限り、ドキュメンテーションに従って API にアクセスし脅威インテリジェンスを使用する契約地域における非独占的、譲渡不能、再許諾不能な権利をお客様に対して許諾します。ただし、お客様の顧客向けサービス提供システムとトレンドマイクロ環境との連携部分については API の最新の動作要件を満たすものとし、また、お客様の顧客向けサービス提供システム以外で API または脅威インテリジェンスを使用しまたはお客様の顧客を含む第三者へ脅威インテリジェンスを直接提供することはできません。

3. 知的財産権

すべての API、脅威インテリジェンスおよびこれに関連する知的財産権は、トレンドマイクロ、その関連会社およびトレンドマイクロに権利許諾するライセンサーまたはサプライヤーの独占的な財産です。本条件書において明示的にお客様に許諾されない API、脅威インテリジェンスに関する権利はトレンドマイクロに留保されるものとし、お客様は API、脅威インテリジェンスに関して本条件書において明示的に定められる場合を除きその他一切の権利を有しないものとします。トレンドマイクロは API、脅威インテリジェンスの不正な使用を防止するためにあらゆる合理的な措置を講じる権利を留保します。

4. 本条件書の変更

トレンドマイクロは、その裁量によりいつでも本条件書の内容を変更できるものとし、最新の内容をトレンドマイクロの Web サイトに掲載します。ただし当該変更は、有効なサブスクリプション期間中のお客様については、トレンドマイクロの Web サイト (<https://www.go-tm.jp/eula-top>) において当該変更された最新の本規約内容が掲載されてから 30 日後に有効になるものとします。従前の本条件書の内容はその最新版の発効によって無効となり、最新の本条件書の内容が適用されるものとします。お客様が変更後の条件に同意できない場合、お客様は対象サービスを利用することはできません。